

第 2 次

鴻巣市 地域福祉計画

鴻巣市社会福祉協議会 地域福祉活動計画

平成 26 年度 ~ 平成 30 年度

人輝く 思いやりのあるまちづくり



鴻巣市社会福祉協議会

はじめに

鴻巣市では、平成21年3月、「人輝く おもいやりのあるまちづくり」を理念とし、平成21年度から平成25年度までの5か年を計画期間とする「鴻巣市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進につとめてきました。

この間、長引く景気の低迷、核家族化や少子高齢化の急速な進行に伴い、人々の価値観やライフスタイルの変化など、私たちを取り巻く環境は今まで以上の速さで変化し、その影響を様々な形で受けております。とりわけ、平成23年3月に発生した東日本大震災により、災害時要援護者の支援を促進していくことの重要性を改めて認識いたしました。

このような社会環境の変化に柔軟に対応していくために、本市では、第5次鴻巣市総合振興計画を策定し、将来都市像「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」を実現するため、計画中の政策2において「すべての人が健やかで思いやりのあるまちづくり」を目指した福祉施策の推進を図っております。

そのような中、「鴻巣市地域福祉計画」は、平成25年度をもって終了するため、このたび計画の見直しを行い、平成26年度から平成30年度までを計画期間とする「第2次鴻巣市地域福祉計画」を策定いたしました。

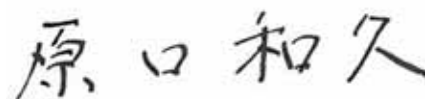
策定に当たっては、多様化する市民の皆さんの福祉ニーズを把握し、様々な地域課題を新たな計画に反映させていくため、市社会福祉協議会、支部社協、自治会・町内会、民生委員・児童委員、各種福祉団体等の皆さんとの意見交換、地区懇談会、地域福祉活動アンケート調査や市民意見公募（パブリックコメント）などを実施するとともに、「鴻巣市地域福祉計画」の基本目標ごとに取り組み事項等の成果と課題を検証し、地域住民の皆さんと行政が協働しながら地域福祉の一層の推進を目指していく新たな計画といたしました。

今後は、本計画に基づき「人輝く 思いやりのあるまちづくり」の実現に向け、約12万人の市民の皆さんとともに、誰もが生涯にわたって輝きながら暮らしていける地域づくりを目指してまいりますので、皆さんには、地域福祉の推進に変わらぬお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にご協力いただきました、鴻巣市地域福祉計画審議会委員の皆さん、ならびに、地区懇談会やアンケート等にご参加いただいた多数の市民の皆さんに心より厚く御礼を申し上げます。

平成26年3月

鴻巣市長



はじめに

このたび「第2次鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定いたしました。

鴻巣市社会福祉協議会では、平成21年度から平成25年度を計画期間とする「鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画」に基づき、支部社会福祉協議会をはじめとする地域住民の皆さまにご協力をいただきながら、計画理念でもある「人輝く 思いやりのあるまちづくり」を推進してまいりました。



しかしながら、人口減少社会の到来、少子高齢社会の進展、家族形態の変容、地域での人間関係の希薄化に加え、社会的孤立、生活困窮者の増大や虐待などが社会問題となっている昨今、これらに対応し、地域で安心して暮らし続けるには、地域ぐるみでそれらの課題に取り組む体制が必要です。

本会では、支部社会福祉協議会、自治会・町内会、そして地域住民の皆さまにご協力いただき、福祉見守り員・福祉委員・福祉推進員を設置し、生活福祉課題への早期発見に努め、現在、660名の方が地域をあたたく見守っております。

「第2次鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画」につきましても、地域を支える担い手づくり、地域を支えるネットワークづくり、誰もが自分らしく生きるための仕組みづくり、安心して生活ができる環境づくりに取り組み、市民が参画する福祉のまちづくりを目指します。

結びに、本計画策定にあたり、熱心にご審議いただきました策定委員の皆さまをはじめ、ご意見をいただきました支部社会福祉協議会をはじめとする地域の皆さまに心より厚く感謝申し上げますとともに、今後とも鴻巣市社会福祉協議会に対しご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年3月

社会福祉法人 鴻巣市社会福祉協議会会長

中山 敏雄

目 次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	地域福祉の推進	2
3	計画の位置づけ	3
	(1) 地域福祉計画の位置づけ	3
	(2) 地域福祉活動計画の位置づけ	5
	(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係	6
	(4) 市(行政)の各計画との関係	7
4	計画の期間	8
5	計画の策定体制	8

第2章 地域福祉をめぐる現状と課題

1	第1次計画の基本目標ごとの成果と課題	9
	基本目標1 地域を支える担い手づくり	9
	基本目標2 地域を支えるネットワークづくり	10
	基本目標3 誰もが自分らしく生きるための仕組みづくり	12
	基本目標4 安心して生活ができる環境づくり	13
2	アンケート調査による市民意見聴取	14
	(1) 地域福祉アンケート調査に見る課題	15
	(2) 地域福祉活動アンケート調査に見る課題	16

第3章 計画の基本理念・基本目標及び計画の体系

1	基本理念と基本目標	19
	(1) 基本理念	19
	(2) 基本目標	20
2	福祉圏域の設定	21
3	計画の体系	22

第4章 目標の実現に向けた地域福祉活動の推進

基本目標1	地域を支える担い手づくり	25
-------	--------------	----

基本計画(1) 地域福祉を担う人づくり	25
基本計画(2) 地域福祉活動基盤の充実	29
基本目標2 地域を支えるネットワークづくり	37
基本計画(3) 地域と専門機関をつなぐ仕組みづくり	37
基本計画(4) 地域の生活福祉課題を共有し解決に取り組む体制づくり	43
基本目標3 誰もが自分らしく生きるための仕組みづくり	46
基本計画(5) 自立した生活を支援する体制づくり	46
(1) 自立相談支援の推進	46
(2) 就労支援の推進	48
(3) 福祉資金貸付の推進	49
基本目標4 安心して生活ができる環境づくり	56
基本計画(6) 安心して暮らせるまちづくり	56
基本計画(7) 思いやりと交流のある地域づくり	62

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制	67
2 計画の進捗管理	68
3 計画の普及啓発	68

資料編

1 鴻巣市の現状	69
1 人口	69
2 人口動態	71
3 支援が必要な人の状況	73
2 第2次 鴻巣市地域福祉計画審議会並びに鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画策 定委員会 審議内容	76
3 鴻巣市地域福祉計画審議会条例	78
4 鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	79
5 鴻巣市地域福祉計画審議会並びに鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿	81
6 第2次 鴻巣市地域福祉計画(案)について(答申)	82
7 第2次 鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画(案)について(答申)	83

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

核家族化に加えて少子高齢化が進み、子育てや介護などを家庭や地域で互いに助け合い支え合う機能が弱まっています。そして、単身世帯や高齢者のみの世帯が増加するなか、地域で生活する上で起こる様々な課題を解決するための自助機能が限界を向かえている家庭も少なくはありません。

市（行政）及び市社会福祉協議会では、こうした自助では対応できない様々な生活福祉課題を、公的な福祉サービスで対応することを基本としつつ、公的サービスだけでは解決できない課題に地域住民、地域住民組織・団体、社会福祉事業者、市（行政）や市社会福祉協議会などが連携して解決に向けて対応する新たな仕組みとして、いわゆる共助による地域づくりを進めています。

平成21年3月に策定した「鴻巣市地域福祉計画・鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下、「第1次計画」という。）」を推進するなかで、住民自身で地域の見守りを行う福祉見守り員が各地区に設置され、民生委員・児童委員や地域コーディネーターなどと連携して生活福祉課題の把握や解決を進めるなど、地域福祉推進の新たな役割を担う人として育成され、市内各地区においてきめ細かな共助体制の構築が進んでいます。

しかしながら、社会的孤立、生活困窮者の増大、児童・高齢者・障がい者に対する虐待、生活不安やストレスなどの増大による自殺、配偶者からの暴力などの社会問題に対応する体制づくりも必要になってきています。団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる2025年（平成37年）を見据えて、複雑・多様化、増大する生活福祉課題に対する体制づくりをより一層進める必要があります。

この計画は、第1次計画期間が平成25年度をもって終了するため、計画の見直しを行い、第1次計画から進めてきた共助による地域づくりを引き続き発展させるために、新たに「第2次鴻巣市地域福祉計画・鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下、「第2次計画」という。）」を策定したものです。

2025年：2025年は、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）になり、単身高齢者または高齢者のみの世帯、認知症高齢者などの増加が著しくないと予測されている。

2 地域福祉の推進

誰もがその人らしく安心して充実した生活を送れる地域社会を築くには、公的な福祉サービスの充実はもちろんのこと、地域住民が多様な地域課題に目を向け、共に考え、助け合う仕組みを話し合うことが必要です。

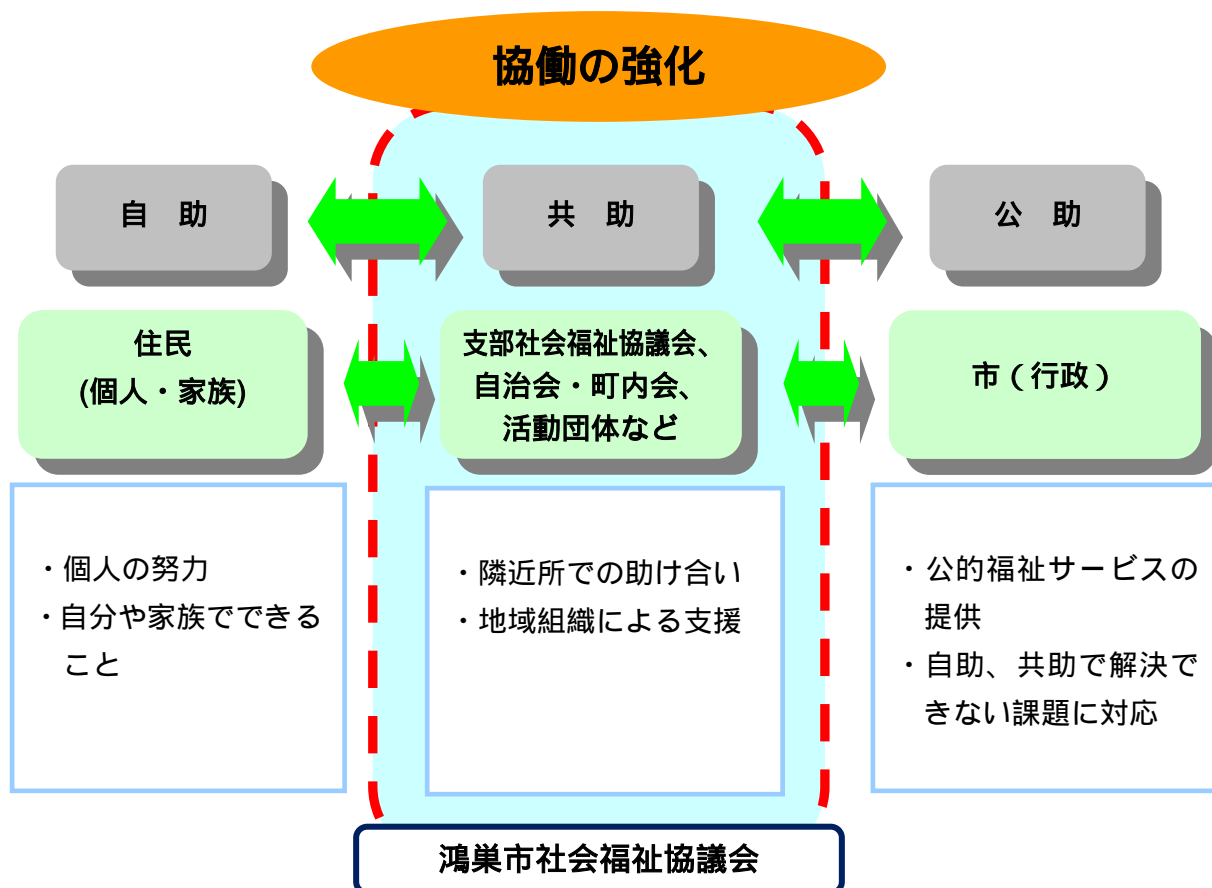
市民一人ひとりが人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい自立した安心のある生活を送るには、自助・共助・公助の連携・協働を強化し、支え合う地域づくりを進めることが必要です。

社会福祉法（平成24年8月改正）より抜粋

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

『自助』、『共助』、『公助』による連携・協働の強化



3 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に「市町村地域福祉計画」として位置づけられ、国からの通知により、要援護者の支援方策、高齢者などの孤立防止や所在不明問題への対応などを盛り込むこととされています。また、災害対策基本法等の一部が改正され、避難行動要支援者名簿を作成し、名簿情報の提供を行うこととなっています。

社会福祉法より抜粋

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

平成19年厚生労働省社会・援護局通知（各都道府県知事宛て）

社援発第0810001号

「市町村地域福祉計画の策定について」（抜粋）

「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」

- 1. 要援護者の把握に関する事項
- 2. 要援護者情報の共有に関する事項
 - (1) 関係機関間の情報共有方法
 - (2) 情報の更新
- 3. 要援護者の支援に関する事項
 - (1) 日常的な見守り活動や助け合い活動の推進方策
 - (2) 緊急対応に備えた役割分担と連絡体制づくり

平成22年厚生労働省社会・援護局通知（各都道府県知事宛て）

社援地発第0813第1号

「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」（抜粋）

1. 市町村地域福祉計画の策定等について

（2）市町村地域福祉計画を策定済みの市町村について

既に市町村地域福祉計画を策定済みの市町村については、当該計画の内容について、高齢者等の孤立の防止や所在不明問題を踏まえた対応に当たり有効な計画内容となっているか等について点検し、必要に応じて計画の見直しを行う等の対策を講じるよう支援・働きかけをお願いする。

災害対策基本法等の一部を改正する法律要綱より抜粋

第一 災害対策基本法の一部改正

四 災害予防

3 避難行動要支援者名簿の作成等

（1）市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者についての避難支援等を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならないものとする。

（4）市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。

（5）市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ることなく、（4）の関係者その他の者に対し、名簿情報を提供できるものとする。

(2) 地域福祉活動計画の位置づけ

「地域福祉活動計画」は、地域で誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを目指して、地域福祉の推進を担う市社会福祉協議会(社会福祉法第109条参照)が地域の実情に応じて地域福祉を進めていく計画です。自治会・町内会、民生委員・児童委員、支部社会福祉協議会や市(行政)などと連携し、各地域や地区で行われている地域福祉活動を軸として、日常生活圏域において、住民の主体的な参加により推進する地域福祉活動を展開していくための指針となる計画です。

社会福祉法より抜粋

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

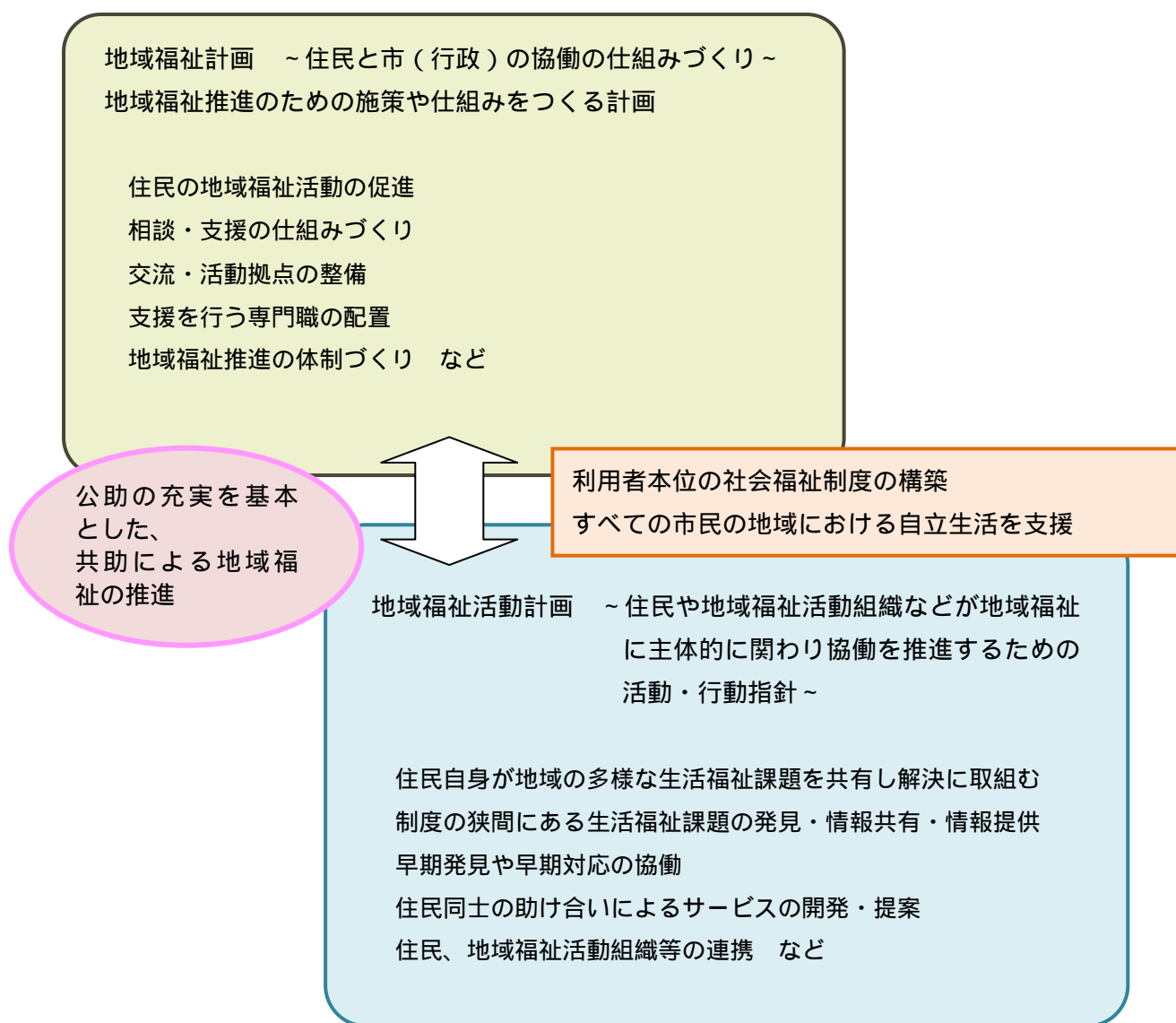
第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係

地域福祉計画は、地域福祉推進のための施策や住民の地域福祉への参加を促進する仕組みをつくる計画であり、地域福祉活動計画は、それらを実行するために、住民、ボランティア、自治会・町内会、民生委員・児童委員、福祉事業者、支部社会福祉協議会、市（行政）や市社会福祉協議会などの多様な組織・団体や個人の協働を推進するための活動・行動を具体的に定める計画です。

これらを一体的に策定することにより、住民、ボランティア、自治会・町内会、民生委員・児童委員、福祉事業者、支部社会福祉協議会、市（行政）や市社会福祉協議会など、それぞれの役割が明確になり、協働や実効性が高まります。

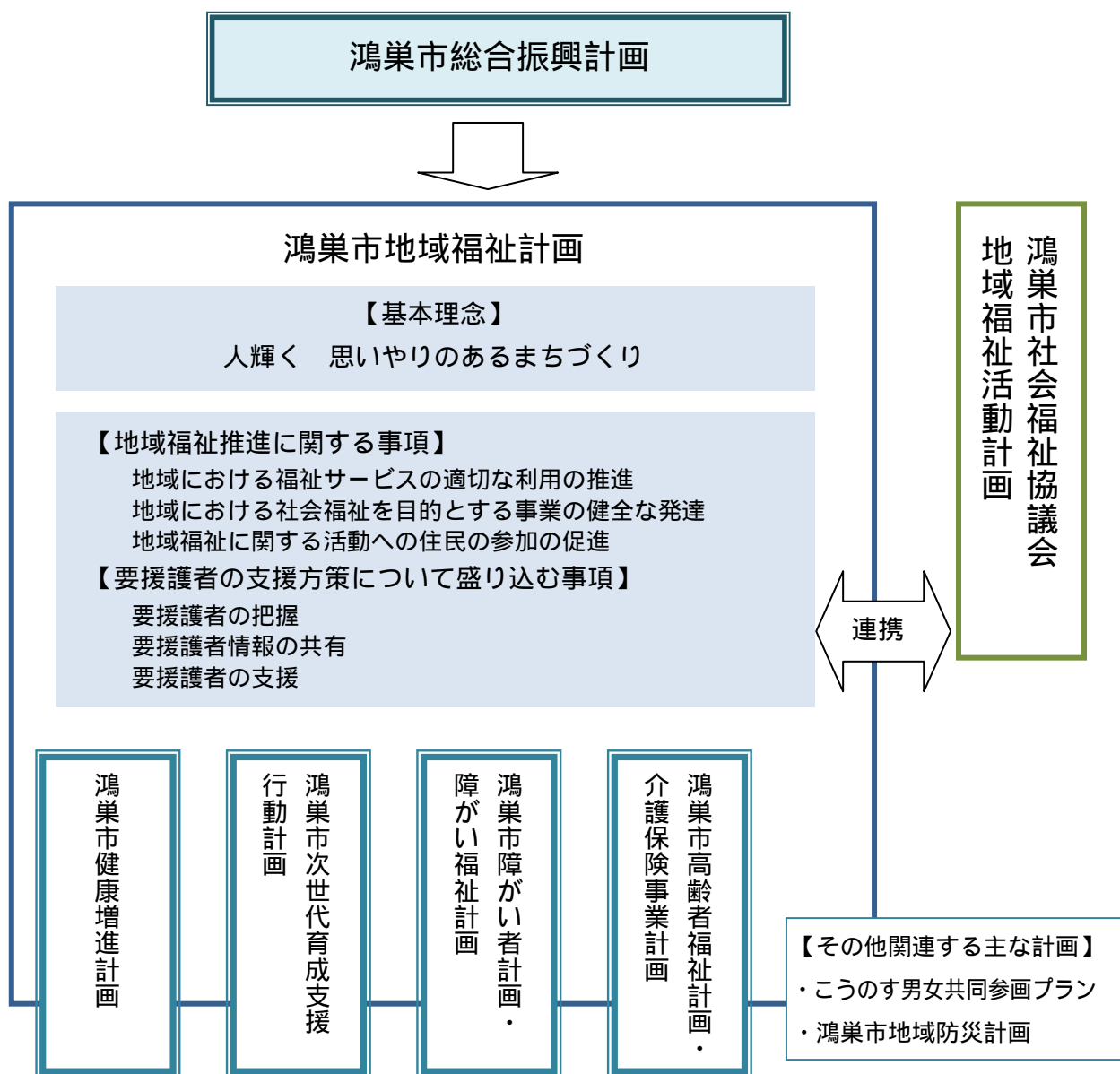


(4) 市(行政)の各計画との関係

この計画は、鴻巣市総合振興計画を上位計画とし、保健・医療・福祉に関する分野別計画の地域福祉に関する事項を具体化するものです。

このため、市(行政)において推進している保健・医療・福祉に関する各計画と整合性を図り、支援を必要とする対象者ごとに策定された保健・医療・福祉分野における各部門別計画に共通する地域福祉推進のための理念を相互につなぐとともに、各計画の施策が地域との協働により効果的に展開される役割を担っています。

各計画との関係



4 計画の期間

この計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
第5次総合振興計画	前期基本計画 (H19~)		後期基本計画							
地域福祉計画・地域福祉活動計画	第1次				第2次					
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	第4期		第5期			第6期				
障がい者計画	第1次 (H19~)								第2次	
障がい福祉計画	第2期		第3期			第4期				
次世代育成支援行動計画	前期行動計画 (H17~)					子ども・子育て支援事業計画				
健康増進計画	第1次				第2次					

5 計画の策定体制

この計画の策定にあたり、地域福祉活動の現状及び課題などを十分把握し、それらを計画に反映していくことが必要なことから、地域福祉関係者へのアンケート調査を実施しました。

また、市（行政）と市社会福祉協議会が協力・連携し、地域福祉計画並びに地域福祉活動計画の一体的策定に向けて、それぞれに職員検討会を設け、調整を図り、地域福祉計画審議会並びに地域福祉活動計画策定委員会で審議を受けて策定しました。

さらに、この計画に対する幅広い市民の意見聴取のため、市民意見公募を実施しました。

- 鴻巣市地域福祉計画審議会並びに鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会の開催
- 鴻巣市地域福祉計画職員検討会の開催
- 鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画職員検討会の開催
- 地域福祉関係者（自治会長・町内会長、民生委員・児童委員、ボランティア）に対する地域福祉アンケート調査の実施
- 地区懇談会などにおける地域福祉活動アンケート調査の実施
- 市民意見公募（パブリックコメント）の実施

第2章

地域福祉をめぐる現状と課題

1 第1次計画の基本目標ごとの成果と課題

第2次計画の策定にあたって、第1次計画の基本目標ごとに重点的取組み事項などの成果と課題を検証しました。

基本目標1 地域を支える担い手づくり

地域コーディネーター（地区代表福祉委員）の育成

現状 福祉見守り員、福祉委員及び福祉推進員（以下「福祉見守り員」という。）による見守り活動や配食サービス、会食サービスやサロン活動などに携わる地域福祉活動者を通じて地域の生活福祉課題を把握し、民生委員・児童委員や支部社会福祉協議会などと連携し、地域住民の助け合いの仕組みづくりを推進するために、支部社会福祉協議会ごとに地域コーディネーター及び地区代表福祉委員（以下「地域コーディネーター」という。）が市内全域に設置されました。

課題 地区の実情に即した地域福祉活動を進めるには、地域コーディネーターの担当地区の明確化や増員、地区懇談会など情報を共有する場や支部福祉委員会など地域の福祉課題の解決に向けた取組みを話し合う場の開催などへの支援が必要となっています。

地域コーディネーターの設置状況

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
設置支部社会福祉協議会数	注)0	12	12	16	16
地域コーディネーター設置人数	30	59	59	65	67

H25年度は10月31日現在

注) H21年度は、吹上地域の支部社会福祉協議会は未設置であったため0としています。

福祉活動を担う人材の発掘・育成の仕組みづくり

現状 市社会福祉協議会では、ボランティアセンターだよりを毎月発行し、また、各種ボランティア養成講座の開催、ボランティア相談の実施などにより福祉活動を担う人の育成に努めており、ボランティア団体、ボランティア活動者が年々増加しています。また、NPO 法人も毎年増加しています。

課題 複雑・多様化する地域課題に対応するには、ボランティア団体や NPO 法人などの地域福祉組織、当事者組織、地域コーディネーターや福祉見守り員など、あらゆる組織・団体の活動者が相互に連携するとともに、福祉活動を担う人の育成や活動の拡充への支援が必要となっています。

ボランティア活動

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
登録グループ数	91	100	103	113	116
活動者数	1,792	1,936	2,129	2,107	2,267

H25 年度は 10 月 31 日現在

NPO 法人

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
法人数	23	23	27	29	31

H25 年度は 10 月 31 日現在

基本目標 2 地域を支えるネットワークづくり

生活福祉課題の早期発見（見守り活動）と専門機関との連携

現状 民生委員・児童委員、福祉見守り員やボランティアなどによる、地域でのきめ細かな見守り活動が展開され、安心して生活できる地域づくりが進んでいます。

課題 複雑・多様化する生活福祉課題に対応するには、地域包括支援センター、警察、保健所、市（行政）や市社会福祉協議会などの専門機関が連携を強化し、課題を個人や地域にとどめることなく解決につなげる具体的な仕組みが必要です。また、福祉見守り員未設置の自治会に対する設置への支援を行い、地域における見守り活動を支援する必要があります。

福祉見守り員の設置状況

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
設置自治会・町内会数	30	30	30	146	174
福祉見守り員設置人数	259	262	275	576	660

H25年度は10月31日現在

住民同士の助け合いの仕組みづくり

現状 市社会福祉協議会では、住民同士の支え合いの仕組みとして、鴻巣市地域支え合い事業「思いやりの輪」を実施し、身の回りのちょっとした困りごとのお手伝い（買い物代行、部屋の掃除、食事の支度など）を行うことで地域における生活課題の解決の一端を担っています。また、市（行政）では、育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり助け合うファミリー・サポート・センター事業を実施し、地域における子育て支援の充実を図っています。

課題 地域支え合い事業「思いやりの輪」は、元気な高齢者も事業の担い手となることで介護予防にもつながる事業として実施しています。今後も、担い手の確保・育成とともに、事業周知、利用ニーズの把握、サービス内容の充実が求められています。また、ファミリー・サポート・センター事業は、利用件数が増加するなか、今後も子育て家庭のワーク・ライフ・バランスを支援するための協力会員の登録促進やサービスの質の向上が求められています。

地域支え合いの仕組み事業「思いやりの輪」

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
利用会員数	99	93	96	131	132
協力会員数	68	91	94	102	103
利用件数	1,295	1,579	1,565	2,028	940
時間数	2,023.5	2,166.5	2,253.0	2,600.5	1,371.5

H25年度は10月31日現在

ファミリー・サポート・センター事業

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
依頼会員数	303	333	365	404	425
協力会員数	87	89	85	91	104
利用件数	1,315	1,507	1,778	1,886	1,570

H25年度は10月31日現在

基本目標3 誰もが自分らしく生きるための仕組みづくり

気軽に集まれる居場所（サロン）づくり

現状 市（行政）では介護予防の視点から「わがまちサロン」を開設し、市社会福祉協議会でも、幼児やその親、高齢者、障がいのある人など、誰もが気軽に集まれる居場所を増やし、地域の絆や連帯感を深めるとともに孤立を防止することを目的に、公民館や集会所など、地域資源を活用したサロンづくりを進めています。

課題 サロンの設置状況は地域による特徴がありますが、地域ニーズを把握するとともに、サロン活動への協力者の養成や活動拠点の確保・整備など、地域への具体的な支援が必要になっています。

サロン設置数

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
高齢者サロン	41	48	52	53	54
子育てサロン	11	21	24	24	25
フリーサロン	3	3	2	2	2
合計	55	72	78	79	81

H25年度は10月31日現在

身近な相談体制づくり

現状 市（行政）では介護保険に関する相談だけでなく、高齢者の様々な相談に応じる総合相談事業を地域包括支援センターに委託し、実施しています。また、母子保健や児童に関すること、障害に関すること、健康や自殺防止対策に関する相談を、担当各課をはじめ、相談支援事業所や子育て支援センターなどと連携して実施しています。さらに、市社会福祉協議会においては、日常生活上のあらゆる相談に応じる心配ごと相談所を開設しています。

課題 市民が抱える悩みや不安は複雑・多様化しており、不安を抱えたまま誰にも、どこにも相談できずに悩んでいる人も少なくありません。民生委員・児童委員に加え、もっと身近な地域に気軽に相談できる体制を拡充することが必要です。また、相談が必要な支援につながるよう、困難事案を共有し、解決する仕組みも必要です。

フリーサロン：年齢や障がいの有無などで対象者を限定しないサロンの総称

地域包括支援センター総合相談

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
相談件数	23,898	32,453	27,428	29,324	9,516

H25年度は10月31日現在

心配ごと相談事業

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
相談件数	62	48	53	41	16

H25年度は10月31日現在

基本目標4 安心して生活ができる環境づくり

災害時要援護者の把握と情報共有

現状 災害時などの緊急時に自力で避難することが困難な人をはじめとする災害時要援護者の安全確保は極めて重要な地域課題となっています。市（行政）では、災害時要援護者避難支援プラン全体計画を策定し、自助・共助・公助それぞれの役割分担に基づいた支援体制を構築し、災害時要援護者避難支援制度の登録を開始しています。

課題 要援護者の把握を強化するとともに、支援者を確保することが必要です。また、要援護者と支援者の日頃からの信頼関係を基に、地域における情報の共有や平常時からの見守り体制の確立が必要です。

災害時要援護者登録者数

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
登録者数	-	600	796	858	850

H25年度は10月31日現在

外出支援の推進

現状 市（行政）では、障がい者や高齢者などのため、外出支援のサービスを設けています。一方、市社会福祉協議会では、障がい者や高齢者などの外出を支援することを目的に、福祉有償運送事業を実施し、リフト車両による送迎サービスや短期間の車椅子の貸出しを行っています。

課題 移動が困難な障がい者や高齢者などに対する外出支援を充実し、地域における自立生活や幅広い社会参加を促す必要があります。利用者が減少傾向にある事業については、利用しやすい事業となるよう実施内容の検討が必要です。

外出支援サービス事業

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
利用延人数	253	236	268	395	195

H25年度は10月31日現在

障害者移動支援事業

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
登録者数	160	197	235	255	273

H25年度は10月31日現在

視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
利用件数	467	371	399	427	218

H25年度は10月31日現在

車椅子貸出事業

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
利用件数	181	203	238	256	79

H25年度は10月31日現在

福祉有償運送事業

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
利用件数	165	106	91	94	40

H25年度は10月31日現在

障害者用送迎自動車貸出事業

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
利用件数	196	187	180	150	42

H25年度は10月31日現在

2 アンケート調査による市民意見聴取

第2次計画の策定に先立ち、地域福祉に関する市民の意識や要望・意見などを把握し、計画策定のための基礎資料を得ることを目的として市民意識調査を実施しました。

地域福祉アンケート調査

自治会長・町内会長、民生委員・児童委員やボランティアを対象に地域福祉活動や福祉情報などについての考え方を把握するためアンケート調査を実施しました。

対象者	対象者数	回収数	回収率
自治会長・町内会長	243	152	62.5%
民生委員・児童委員	201	195	97.0%
ボランティア	300	210	70.0%
合計	744	557	74.9%

地域福祉活動アンケート調査

第1次計画において重点的に取組んできた地域福祉活動について、地域住民がどのように感じているかを把握するため、支部社会福祉協議会が実施する地区懇談会などにおいてアンケート調査を実施しました。

鴻巣地域	回収数	吹上地域	回収数	川里地域	回収数
鴻巣支部	36	吹上第1ブロック支部	30	屈巣支部	26
箕田支部	42	吹上第2ブロック支部	49	広田支部	28
赤見台支部	20	吹上第3ブロック支部	30	共和支部	15
田間宮支部	37	吹上第4ブロック支部	36		
馬室支部	33	吹上第5ブロック支部	21		
松原支部	49				
笠原支部	16				
常光支部	47				
合 計				515	

(1) 地域福祉アンケート調査に見る課題

地域で気がかりなことは、「高齢者の生活や福祉」「防災・防犯」に関することです。

- ・住まいの地域で気がかりなことについては、「高齢者の生活や福祉に関すること」「防災・防犯に関すること」がいずれも5割を超え高くなっています。また、高齢者、障がいや子育てなどで困っている人に対してできる手助けとしては、「見守りや声かけ」が8割を超え最も高く、「話し相手」「災害などの緊急時の手助け」がいずれも5割を超え高くなっています。

地域活動をする上での課題として、近所付き合いや交流機会の減少など、地域の人間関係の希薄化が多く挙げられています。

- ・地域活動をする上で課題と感じていることについては、「若い人の参加が少ないこと」「近所づきあいが減っていること」「地域住民の交流の機会が少ないこと」「地域に関

心のない人が多いこと」がいずれも4割前後となっています。

安心して暮らすための仕組みづくりとしては、住民同士の助け合いや交流機会の活性化が求められています。

- ・安心して暮らせる仕組みづくりのために必要なことについては、「住民同士の助け合いの推進」「気軽に集まれる居場所づくり」がいずれも4割を超えています。また、「地域活動者の情報交換・交流の場づくり」「社会的に孤立している方への見守り活動」も3割前後となっています。

子どもからお年寄りまで、誰もが住みやすいまちづくりを推進するために、市（行政）や市社会福祉協議会が力を入れるべきことについては、「地域住民が気軽に集まれる拠点づくり」を望む声が最も高くなっています。

- ・子どもからお年寄りまで、誰もが住みやすいまちづくりを推進するために、市（行政）や市社会福祉協議会が力を入れるべきことについては、「地域住民が気軽に集まれる拠点づくり」を筆頭に、「身近な福祉相談窓口の機能の充実」「地域福祉活動を担う人材の発掘・リーダーの育成」「地域住民のSOSを早期に発見する見守り活動の推進」「地域福祉への意識啓発やPR活動」がいずれも3割を超えています。

（2）地域福祉活動アンケート調査に見る課題

第1次計画において重点的取組み事項であった「地域コーディネーターの育成」、「生活福祉課題の早期発見（見守り活動）と専門機関との連携」、「気軽に集まれる居場所（サロン）づくり」及び「災害時要援護者の把握と情報共有」は、いずれも今後も力を入れるべきであるとする市民が7割から8割と高い割合になっています。

- ・「地域コーディネーターの育成」については、「あまり進んでいない」という意見が約4割で、今後も力を入れるべきとする人の割合が8割を超え高くなっています。
- ・「生活福祉課題の早期発見（見守り活動）と専門機関との連携」については、「やや進んでいる」「あまり進んでいない」という意見がそれぞれ4割弱と同程度のなか、今後も力を入れるべきとする人の割合が8割を超え高くなっています。
- ・「気軽に集まれる居場所（サロン）づくり」については、「あまり進んでいない」という意見が4割弱で、今後も力を入れるべきとする人の割合が7割を超え高くなっています。
- ・「災害時要援護者の把握と情報共有」については、「やや進んでいる」「あまり進んで

いない」という意見がそれぞれ4割前後と同程度のなか、今後も力を入れるべきと考える人の割合が8割を超え高くなっています。

第3章

計画の基本理念・基本目標及び計画の体系

1 基本理念と基本目標

地域住民が互いに声をかけ合い、交流し、豊かな人間関係を構築していくなかで年齢や性別、障がいの有無などに関係なく、一人ひとりの個性や人間性が尊重され、その人らしく生涯輝いて暮らせるまちを目指しています。

少子高齢化が進行するなかで、誰もが住みなれた地域で、健康で生きがいをもって自立した生活を送るには、支え合う地域を再生し、地域福祉を推進する必要があります。

このため、誰もが支える側にも支えられる側にもなるという地域福祉の考え方を広め、互いに思いやりの心で支え合い、市民が主役となり地域の福祉課題の解決に向けて参画する福祉のまちづくりを目指します。

計画の基本理念及び基本目標は、第1次計画を踏襲します。

(1) 基本理念

人輝く 思いやりのあるまちづくり



(2) 基本目標

基本目標1 地域を支える担い手づくり

地域福祉の原点は、人を大切にし、思いやりや感謝の気持ちがあふれるまちを築くことです。そのため、すべての市民が福祉への理解と関心を深め、生涯を通じて思いやりや助け合うことを大切に思う心を育むことが大切です。

このため、市民の地域福祉への理解を深めるとともに、地域を支える担い手の育成と活動を支援し、地域福祉を推進します。

基本目標2 地域を支えるネットワークづくり

地域における多様な生活福祉課題に対応するには、地域住民によるきめ細かな支え合いの活動が大切です。また、複雑・多様化した、専門的な対応が必要な課題に対しては、支え合いの活動とともに専門機関や行政などが連携し、速やかに対応できる体制づくりが必要です。

このため、地域住民が情報交換や交流のできる場の充実と、住民同士が課題を共有し、地域と専門機関、市（行政）、市社会福祉協議会などが連携して課題を解決するネットワークを強化します。

基本目標3 誰もが自分らしく生きるための仕組みづくり

市民一人ひとりが住みなれた地域で安心して自立した生活を送るには、生活福祉課題に直面したときに、その課題を解決する福祉サービスなどが充実していることが必要です。

このため、高齢者、生活に困窮している人、判断能力が低下している人、障がいのある人や子育て家庭など支援を必要とする人が、その人らしい生活が送れるよう、地域と保健・医療・福祉など多職種の専門機関が連携し、総合的な支援が行える体制の充実を進めます。

基本目標4 安心して生活ができる環境づくり

すべての市民が安全で安心した生活を送るには、福祉サービスの充実だけでなく、いつ発生するかわからない災害への備えや防犯への取組み、そして住民同士のつながりのある地域づくりが必要です。

このため、地域と市（行政）や市社会福祉協議会などが連携して防災と防犯の対策を

強化するとともに、思いやりと交流のあるまちづくりを進めます。

2 福祉圏域の設定

地域福祉を効果的・効率的に推進するため、「大圏域」「中圏域」「小圏域」の3つの圏域を設定します。

大圏域（市全体）

『市内各地域との連携や専門性の高い総合的・広域的な展開』

主体：市（行政）・市社会福祉協議会・サービス提供事業者など

中圏域（支部社会福祉協議会）

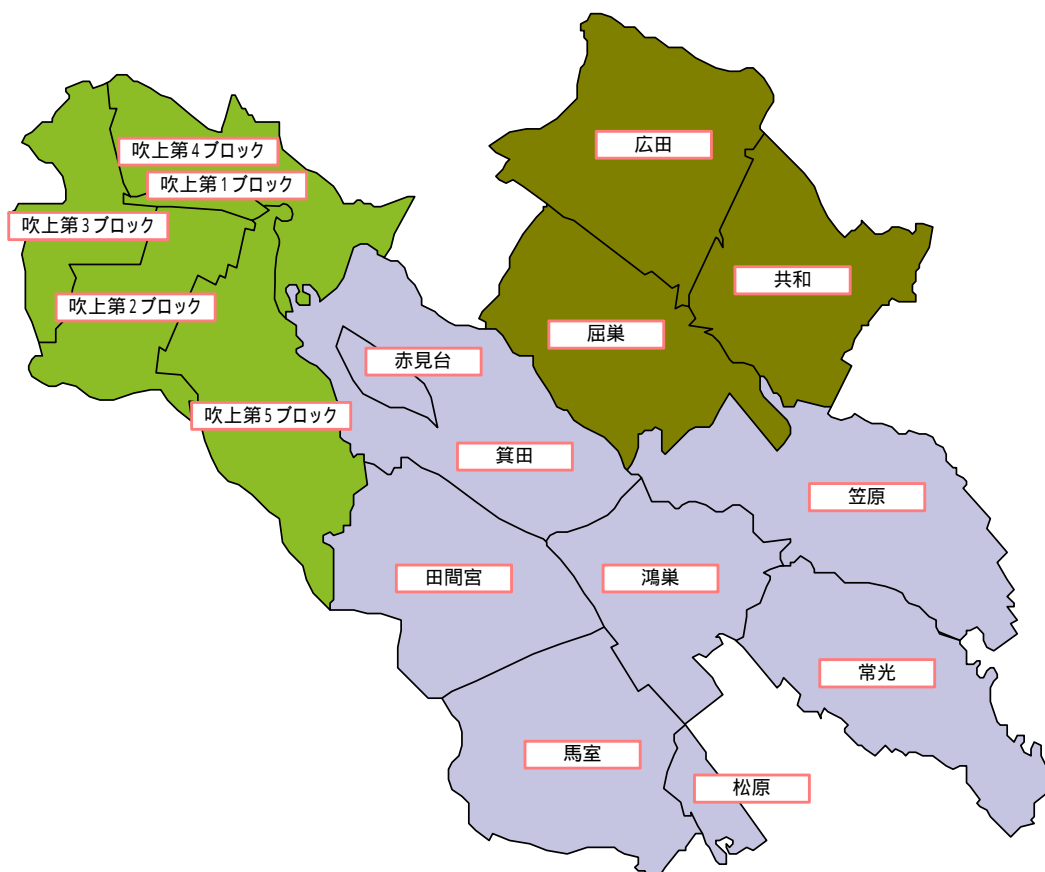
『地域交流、防災・防犯、見守り活動の体制化など』

主体：各支部社会福祉協議会、各地区自治会連合会・町内会(長)連絡協議会、各地区民生委員・児童委員協議会、地域包括支援センター、子ども会育成会、ボランティアなど

小圏域（自治会・町内会）

『住民の自主的参加・活動、あいさつ・声かけ・見守りなど近所の支え合いなど』

主体：自治会・町内会、住民など（最も身近な単位）



3 計画の体系

基本目標1 地域を支える担い手づくり

基本計画(1) 地域福祉を担う人づくり

【取組み事項】

- 1 ボランティア・NPO法人・地域コーディネーター・福祉見守り員などによる地域福祉活動の支援(P.25)
- 2 福祉教育の推進(P.27)

基本計画(2) 地域福祉活動基盤の充実

【取組み事項】

- 3 支所社会福祉協議会活動の推進と支援【重点取組み】(P.29)
- 4 市社会福祉協議会活動の充実(P.34)
- 5 福祉サービスへの参入及び福祉起業の支援(P.35)

基本目標2 地域を支えるネットワークづくり

基本計画(3) 地域と専門機関をつなぐ仕組みづくり

【取組み事項】

- 6 生活福祉課題の早期発見(見守り活動)と専門機関との連携、社会的孤立者への対応【重点取組み】(P.37)
- 7 身近な相談体制づくり(P.41)

基本計画(4) 地域の生活福祉課題を共有し解決に取り組む体制づくり

【取組み事項】

- 8 地域活動者の情報交換・交流の場づくり(P.43)
- 9 地域福祉総合推進体制(コミュニティソーシャルワーク)による援助の推進(P.44)

基本目標3 誰もが自分らしく生きるための仕組みづくり

基本計画(5) 自立した生活を支援する体制づくり

【取り組み事項】

- 10 生活困窮者の自立支援【重点取り組み】(P.46)
- 11 権利擁護体制の充実(P.50)
- 12 障がい者や高齢者の就労機会の確保(P.52)
- 13 こころと身体健康づくり(P.53)
- 14 住民同士の助け合いの推進(P.54)

基本目標4 安心して生活ができる環境づくり

基本計画(6) 安心して暮らせるまちづくり

【取り組み事項】

- 15 災害時要援護者支援の促進【重点取り組み】(P.56)
- 16 外出の支援(P.59)
- 17 自主防犯活動の推進(P.60)

基本計画(7) 思いやりと交流のある地域づくり

【取り組み事項】

- 18 気軽に集まれる居場所(サロン)づくり【重点取り組み】(P.62)
- 19 世代間交流の促進と地域交流の場づくり(P.64)
- 20 「あいさつ・声かけ」運動の推進(P.65)

第4章

目標の実現に向けた地域福祉活動の推進

基本目標1 地域を支える担い手づくり

基本計画(1) 地域福祉を担う人づくり

【取組み事項】

- 1 ボランティア・NPO法人・地域コーディネーター・福祉見守り員などによる地域福祉活動の支援
- 2 福祉教育の推進

住民の声

- ・地域活動の担い手は、高齢者も含めた幅広い年齢層の人が必要。
- ・家庭と学校が協力し、子どもの道德意識などを育てる必要がある。
- ・地域など周りに対しての関心が薄い人が増えている。

取組み事項1

ボランティア・NPO法人・地域コーディネーター・福祉見守り員などによる地域福祉活動の支援

課題

- ・あらゆる人々が地域福祉に関心をもち、活動に参加できる仕組みや体制をつくる必要があります。
- ・団塊の世代や退職者などが活躍できる機会の拡大が必要です。
- ・夏のボランティア体験などをきっかけにボランティア活動をはじめめる人も多く、体験活動の充実が必要です。
- ・地域住民がボランティアに関心を持ち、ボランティア活動を知るには、ボランティアセンターだよりなどによる情報提供の充実が必要です。
- ・ボランティアとNPO法人の関係の整理や活動の連携を進める必要があります。

- ・多くの市民に市民活動センターを活用してもらえるよう、効果的な周知をしていく必要があります。

現状と今後の方向性

平成25年度の市社会福祉協議会に登録されているボランティア団体数は116団体で、活動者数は2,267人となっています。また、市内のNPO法人登録団体数は31団体です。

市（行政）では、市民活動推進事業を通じ、ボランティアやNPO法人に対し資金面からの支援を実施しています。また、平成25年4月にオープンした市民活動センターは、市民の交流促進と、現在、市民活動を行っている人や、これから活動しようと考えている人の拠点施設として利用されています。

一方、市社会福祉協議会では、ボランティア活動をはじめたい人への相談・支援やボランティア団体活動助成金による資金面からの支援に加え、誰もが参加できる各種ボランティア養成講座や研修会などを開催し、ボランティア活動の普及促進と育成・支援に努め、ボランティアの輪を広げています。また、地域コーディネーターや福祉見守り員を設置し、小地域福祉活動を推進しています。

市（行政）及び市社会福祉協議会では、市民活動センターやボランティアセンターとの連携を強化し、多分野のボランティアの育成と登録を促進するとともに、ボランティア、NPO法人、地域コーディネーターや福祉見守り員など、地域福祉活動者への活動支援を充実します。

市民・関係組織の役割

市民	<ul style="list-style-type: none">・ボランティア活動や地域福祉活動への理解・自分の知識や能力の活用・ボランティア活動や地域福祉活動への参加・市民活動支援基金への寄付
関係組織	<ul style="list-style-type: none">・活動内容の情報発信や個人・団体間の連携強化・新しいボランティアの育成への協力・ボランティアセンターの積極的活用・ボランティアの受け入れ体制の充実

注) 表中、関係組織とは、自治会・町内会、民生委員・児童委員協議会、支部社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO法人、PTA、企業、事業者、JA、商工会、学校などです。

市（行政）・市社会福祉協議会の取組み

市（行政）	取組み	所管課
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉を担う人材育成（市社会福祉協議会）への支援 ・地域福祉活動者や活動団体との連携強化 ・福祉活動の周知啓発の強化 	福祉課
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンター機能の充実 ・ボランティアの育成と登録促進 ・ボランティアニーズの把握とコーディネート機能の強化 ・ボランティア、NPO法人、地域福祉組織や当事者組織などへの支援 ・ボランティア活動や福祉活動の周知・啓発の強化 ・地域福祉活動者や活動団体との連携強化 ・地域コーディネーターや福祉見守り員の地域福祉活動の支援 	

取組み事項 2

福祉教育の推進

課題

- ・核家族化や少子高齢化などが進み、家庭や地域などの身近なところで交流の機会が減少しています。
- ・福祉を特定の人のものであるのではなく、地域全体の課題であるとの考えをより浸透させる必要があります。
- ・家庭や地域、学校、社会福祉施設などが連携し、教育・学習体制を強化する必要があります。

現状と今後の方向性

市（行政）では、人権教育や人権啓発への取組みを進めてきました。こうした取組みは、家庭、学校、地域社会、職域などあらゆる場、機会を通して実施することにより、効果を上げることができます。たとえば、教育現場においても中学生が職場体験を通して、机上の学習では得られない経験からこころを育む機会を設けています。今後も幅広い年齢層への人権意識の高揚を目指していきます。

一方、市社会福祉協議会では、学校、ボランティアなどの関係団体や地域などと連携し、高齢者や障がいのある人などとの交流活動や体験活動を実施し、福祉教育の推進に努めて

第4章 目標の実現に向けた地域福祉活動の推進

基本目標1 地域を支える担い手づくり

います。

核家族化に加え少子高齢化などの進行により、地域での交流の機会が減少していることを踏まえ、人と人とのふれあいを通じた、福祉のこころの醸成を図る取組みを更に推進します。

市民・関係組織の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内で福祉について話し合う ・地域や関係団体などが開催する福祉に関する学習会への積極的な参加
----	---

関係組織	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と連携した福祉教育プログラムの作成 ・社会福祉施設と連携した福祉教育プログラムの作成
------	--

市（行政）・市社会福祉協議会の取組み

市（行政）	取組み	所管課
	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育、生涯学習、社会教育の情報提供及び推進体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉課 生涯学習課 やさしさ支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てや介護、障がいのある人への支援についての学習機会の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険課 子育て支援課 障がい福祉課

市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉体験学習などの充実 ・社会福祉大会や福祉関連イベントを通じた啓発 ・サマースクールなどの開催 ・ボランティア体験プログラムの実施 ・ふれあい里親運動の実施 ・福祉教育・ボランティア体験学習への協力者の養成 ・福祉教育・ボランティア体験学習推進事業助成金の交付
----------	--

基本計画（2）地域福祉活動基盤の充実

【取組み事項】

- 3 支部社会福祉協議会活動の推進と支援【重点取組み】
- 4 市社会福祉協議会活動の充実
- 5 福祉サービスへの参入及び福祉起業の支援

住民の声

- ・新しく越してきた家庭の中には、自治会に入らない家庭もある。民生委員・児童委員が立ち寄っても玄関を開けてもらえない場合もある。
- ・これから先、高齢者が増えていき、既存の見守り体制では見守りしきれなくなる可能性もある。
- ・地域の人たちとの一体化を図り、お互いが理解し合って、継続した活動を楽しく推進できる環境をつくるのが大切。

取組み事項 3

支部社会福祉協議会活動の推進と支援【重点取組み】

支部社会福祉協議会について

地区の特性によって異なる生活上の課題を住民が主体となって協議し、関係者や関係組織が役割分担を行い、課題解決のための活動を推進する自主的な組織。その地区にある自治会・町内会をはじめとする住民組織、民生委員・児童委員、地域コーディネーター、福祉見守り員、ボランティアなどの個人や施設・団体などが構成員となっています。

地区懇談会について

地区の課題を住民同士で話し合い、情報を共有する場。

支部福祉委員会について

地域コーディネーターが自治会長・町内会長、民生委員・児童委員や福祉見守り員などに呼びかけて地域の福祉課題の解決に向けた取組みを話し合う場。

課題

- ・地域の実情を尊重しつつ、先駆的な取組みを広めることによって地域差を解消する支援が必要です。
- ・地域の福祉課題を共有し、住民自らが考える場となる地区懇談会などの住民座談会の開催支援が必要です。
- ・見守り活動の状況や地域課題を共有し、解決に向けて話し合う場となる支部福祉委員会などの開催支援が必要です。

現状と今後の方向性

(1) 支部社会福祉協議会の組織化

吹上地域では、平成21年9月から平成22年2月にかけて4回の設立検討委員会を開催し、支部社会福祉協議会の単位をはじめとする支部社会福祉協議会設立に向けた協議を行い、その後、関係機関への報告会、設立準備会を経て、平成22年9月に5支部社会福祉協議会（吹上第1ブロック支部社会福祉協議会・吹上第2ブロック支部社会福祉協議会・吹上第3ブロック支部社会福祉協議会・吹上第4ブロック支部社会福祉協議会・吹上第5ブロック支部社会福祉協議会）が設立しました。

鴻巣地域では、平成24年4月、馬室支部社会福祉協議会から松原支部社会福祉協議会が独立し、これまでの7支部社会福祉協議会から8支部社会福祉協議会となりました。

川里地域では、平成23年7月から12月にかけて4回の設立検討委員会を開催し、支部社会福祉協議会の単位をはじめとする支部社会福祉協議会設立に向けた協議を行い、その後、関係機関への報告会、設立準備会を経て、平成24年6月から9月にかけて3支部社会福祉協議会（屈巢支部社会福祉協議会・広田支部社会福祉協議会・共和支部社会福祉協議会）が設立しました。これをもって、市内全域に支部社会福祉協議会が組織化され、支部社会福祉協議会の数は16となっています。

支部社会福祉協議会は、地域住民に最も身近な福祉活動基盤であり、市社会福祉協議会では、地域コーディネーターや福祉見守り員による見守り活動やサロン活動をはじめとする小地域福祉活動の更なる推進を支部社会福祉協議会と共に目指します。

第1次計画の実績と第2次計画の目標

第1次計画では、住民に最も身近な福祉のまちづくりに取り組む福祉専門組織である支部社会福祉協議会を未設置地域（吹上地域・川里地域）に組織化することを目指し、市内全域に支部社会福祉協議会を設立し、目標を達成しました。第2次計画の支部社会福祉協議会の設

置数は、世帯数が最も多い支部社会福祉協議会と最も少ない支部社会福祉協議会では約18倍と大きな差が生じていることから、地区の生活福祉課題に住民が主体となって取組める支部社会福祉協議会の規模や地理的範囲を住民と話し合い、活動が地域住民に浸透する支部社会福祉協議会づくりを目指します。また、支部社会福祉協議会が地域に浸透するよう広報紙の発行などの啓発を強化し、住民の認知度の向上を図ります。

第1次計画の目標 支部社会福祉協議会設置数

H20年度 初期値	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	1次計画 目標値
7支部	7支部	12支部	12支部	16支部	16支部	未設置地域に 組織化

第2次計画の目標 支部社会福祉協議会設置数

第2次計画 目標	H30年度 16支部社会福祉協議会	地区の生活福祉課題に住民が主体となって取組める支部社会福祉協議会の規模や地理的範囲を住民と話し合い、活動が地域住民に浸透する支部社会福祉協議会づくりを目指します。
---------------------	-----------------------------	---

現状と今後の方向性

(2) 地区懇談会・支部福祉委員会の開催支援

地区懇談会が各支部社会福祉協議会で開催されていますが、開催に至らなかった支部社会福祉協議会もありました。

支部福祉委員会は、福祉見守り員の設置が進むなか、開催する支部社会福祉協議会が増えてきていますが、未開催の支部社会福祉協議会もあります。

全支部社会福祉協議会において地区懇談会や支部福祉委員会が開催されるよう、積極的・具体的な支援を行い、開催する支部社会福祉協議会を増やします。

第1次計画の実績と第2次計画の目標

第1次計画策定に向けて市内全域で地域課題の把握を目的に地区懇談会を開催し、その後、支部社会福祉協議会が主体となって地区懇談会を開催することを支援してきましたが、開催状況は年度により違いがあり、全支部社会福祉協議会での開催には至っていません。第2次計画では、全支部社会福祉協議会において地区懇談会や支部福祉委員会が開催されるよう積極的・具体的な支援を行います。

第4章 目標の実現に向けた地域福祉活動の推進

基本目標1 地域を支える担い手づくり

第1次計画の目標 地区懇談会を開催した支部社会福祉協議会数

H20年度 初期値	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	1次計画 目標値
7/7支部	6/7支部	11/12支部	7/12支部	13/16支部	2/16支部	毎年開催

25年度は10月31日現在

支部福祉委員会を開催した支部社会福祉協議会数

H20年度 初期値	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	1次計画 目標値
0/7支部	0/7支部	5/12支部	6/12支部	6/16支部	1/16支部	

25年度は10月31日現在

第2次計画の目標 地区懇談会及び支部福祉委員会を開催する支部社会福祉協議会数

第2次計画 目標	H30年度 100%	地区懇談会及び支部福祉委員会の開催を全支部社会福祉協議会とします。
---------------------	----------------------	-----------------------------------

市民・関係組織の役割

市民	・地域福祉活動への積極的な参加
関係組織	<ul style="list-style-type: none"> ・支部社会福祉協議会への参加・協力 ・地域に潜在する福祉課題の把握 ・広報紙の発行による啓発 ・支部社会福祉協議会が地域住民に浸透する規模などの検討

市（行政）・市社会福祉協議会の取組み

市（行政）	取組み	所管課
	<ul style="list-style-type: none"> ・支部社会福祉協議会への情報提供の充実 ・市社会福祉協議会や支部社会福祉協議会と連携した小地域福祉活動の推進 ・支部社会福祉協議会が地域住民に浸透する規模などの検討 	} 福祉課

市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">・支部社会福祉協議会と連携した小地域福祉活動の推進・地域コーディネーターの活動支援・福祉見守り員の活動支援・地区懇談会など、情報を共有する場の開催支援・支部福祉委員会など、地域の福祉課題の解決に向けた取組みを話し合う場の開催支援・支部社会福祉協議会が地域住民に浸透する規模などの検討
----------	--

取組み事項 4

市社会福祉協議会活動の充実

課題

- ・ 住民会員制度への理解を高める取組みが必要です。
- ・ 住民主体の活動を原則とした市社会福祉協議会に求められる機能を更に果たす必要があります。
- ・ 訪問支援（アウトリーチ）による生活支援ができる事務局体制が求められます。

現状と今後の方向性

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的に全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されており、地域が抱える様々な福祉課題を解決する地域福祉の推進役として、その役割を果たしています。支部社会福祉協議会、関係機関・団体、市（行政）などと連携を図り、地域の特色を生かしながら、子どもから高齢者、障がいのある人など、市民の誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを積極的に推進しています。

今後も、職員の資質と専門性を高め、支援が行き届かない制度の狭間にある人や解決が困難な生活福祉課題に対応するため、地域、関係機関・団体や市（行政）などとの連携強化を図りながら地域の福祉力を高めるための活動を推進し、課題解決を図ることができる組織を目指します。

市民・関係組織の役割

市民	<ul style="list-style-type: none">・ 市社会福祉協議会が発行する広報紙の活用・ 市社会福祉協議会の正しい理解・ 市社会福祉協議会事業への積極的な参加・協力・ 会費・寄付金などへの協力
----	---

関係組織	<ul style="list-style-type: none">・ 市社会福祉協議会と連携した地域福祉活動の推進・ 市社会福祉協議会の正しい理解・ 市社会福祉協議会事業への積極的な参加・協力・ 会費・寄付金などへの協力
------	--

市（行政）・市社会福祉協議会の取組み

市（行政）	取組み	所管課
	・市社会福祉協議会への支援の充実	福祉課

市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉情報や市社会福祉協議会活動をわかりやすく伝える広報紙の発行 ・ホームページの充実 ・活動内容などの情報公開 ・地域、関係機関・団体、福祉事業者、市（行政）などとの連携強化 ・職員の資質及び専門性の向上 ・地域福祉活動計画の推進 ・社会福祉大会の開催と社会福祉功績者及び寄付者の顕彰 ・住民会員制度の啓発と理解深耕
----------	--

取組み事項 5

福祉サービスへの参入及び福祉起業の支援

課 題

- ・共働き世帯の増加や就労形態の多様化に伴い、保育ニーズが増大・多様化しています。
- ・高齢化の進行に伴い要介護認定者数も増加し、地域包括ケアの実現に向けた取組みをさらに推進する必要があります。
- ・障がいのある人が住みなれた地域で自立した生活を送るための取組みが求められています。

現状と今後の方向性

市（行政）では、市民の誰もが安心して住み続けられるよう、保育所待機児童などの解消や高齢者が要介護状態になっても住みなれた地域で継続して生活できるよう、地域包括ケア体制を確立し、また、障がいのある人が地域で自立した生活を送り続けられるよう、障がい福祉サービスや地域生活支援事業などを充実させていきます。

今後は、多様なサービス供給主体の参入を促し、事業者間のサービス競争をより促進させることで、福祉サービスの質と量の確保に努めます。

第4章 目標の実現に向けた地域福祉活動の推進

基本目標1 地域を支える担い手づくり

市民・関係組織の役割

市民	・福祉サービスのニーズの発信
----	----------------

関係組織	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスや社会貢献活動への参入 ・適正な管理、運営、評価体制の構築 ・地域組織、福祉関係機関・団体などとの連携強化 ・サービス内容などの情報公開
------	--

市（行政）・市社会福祉協議会の取組み

市（行政）	取組み	所管課
	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスのニーズの情報収集及び情報提供 ・福祉サービス参入条件の検討 ・福祉サービス参入促進と起業支援の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉課 障がい福祉課 子育て支援課 保育課 介護保険課

市社会福祉協議会	・未整備の福祉サービスに対するニーズ収集
----------	----------------------

基本目標2 地域を支えるネットワークづくり

基本計画(3) 地域と専門機関をつなぐ仕組みづくり

【取組み事項】

- 6 生活福祉課題の早期発見(見守り活動)と専門機関との連携、社会的孤立者への対応

【重点取組み】

- 7 身近な相談体制づくり

住民の声

- ・地域コーディネーターや福祉見守り員に限定することなく、地域で気が付いたことを民生委員・児童委員などに連絡するネットワークがあれば良いと思う。
- ・福祉を必要としている人に十分な情報が伝わるようにしてほしい。

取組み事項 6

生活福祉課題の早期発見(見守り活動)と専門機関との連携、社会的孤立者への対応

【重点取組み】

課題

- ・地域住民同士の信頼関係を構築し、不安や悩みを誰もが気軽に相談できる地域づくりが必要です。
- ・地域住民の不安や悩みは複雑・多様化しており、地域では、身近な相談役だけでなく、より専門的な立場からの相談体制が求められています。
- ・福祉サービスを必要とする人を地域で支えるために、個人情報の適切な取扱いと共有に対する理解が必要です。
- ・地域により福祉見守り員設置の取組みの差が生じています。
- ・地域により見守り活動を推進する体制整備への取組みの差が生じています。
- ・不安や悩みを抱える個人へのきめ細かなアプローチと、それらを集約し地域課題の解決を図る具体的な仕組みづくりが必要です。

現状と今後の方向性

(1) 福祉見守り員の拡充

鴻巣地域では、平成 24 年度に各支部社会福祉協議会定期総会において自治会長・町内会長に 50 世帯に 1 人を目安に福祉見守り員の推薦を依頼し、委嘱が進みました。川里地域でも従来の福祉推進員の役割を地域の見守り活動に見直し、平成 24 年度に自治会長に 50 世帯に 1 人を目安に福祉見守り員の推薦を依頼し、委嘱をしました。また、従来より福祉委員による見守り活動を展開している吹上地域でも福祉見守り員の人数が微増し、高齢者のみならず目くばりが必要な方への地域の見守り活動が展開されています。自治会長・町内会長から推薦された福祉見守り員を市社会福祉協議会会長が委嘱し、見守り活動の進め方や連携して活動する人や機関について学んでいただく研修会を開催しました。

市社会福祉協議会では、各地区の民生委員・児童委員協議会定例会において福祉見守り員と連携した見守り活動の推進を依頼しました。

市社会福祉協議会では、今後も、福祉見守り員が未設置の自治会に対して設置を推進するとともに、福祉見守り員への研修機会を充実させ、福祉見守り員の活動を支援します。また、福祉見守り員が生活福祉課題を発見した場合の早期対応の仕組みの構築に向けて、地域コーディネーター、民生委員・児童委員をはじめ、地域包括支援センターなど関係機関とのネットワークを強化します。

第1次計画の実績と第2次計画の目標

第1次計画では、福祉見守り員の人数が3年間微増の状況でした。平成 24 年度に大幅に増加したものの、目標値を達成することができませんでした。第2次計画の福祉見守り員の設置目標は、第1次計画の目標値を継続します。

第1次計画の目標 福祉見守り員の人数

H20年度 初期値	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	1次計画 目標値
253	259	262	275	576	660	900

第2次計画の目標 福祉見守り員の人数

25年度は10月31日現在

第2次計画 目標	H30年度	市内には約47,000の世帯があり、50世帯に1人を目安に福祉見守り員を置くと、940人が必要となります。その内の95%である900人を目標値とします。
	900人	

現状と今後の方向性

(2) 地域コーディネーターの設置

福祉見守り員による見守り活動や配食サービス、会食会、サロン活動などに携わる地域活動者を通じて地域の生活福祉課題を把握し、民生委員・児童委員や支部社会福祉協議会などと連携し、地域住民の助け合いの仕組みづくりを推進し、福祉見守り員を統括する人として、支部社会福祉協議会ごとに地域コーディネーターを設置しました。

支部社会福祉協議会支部長から推薦された地域コーディネーターを市社会福祉協議会会長が委嘱し、地域コーディネーターの役割、個人情報保護、住みなれた地域での暮らしを支える地域の多様な支援について学んでいただく地域コーディネーター研修会を開催しました。

市社会福祉協議会では、福祉見守り員を統括する地域コーディネーターへの活動支援として研修会などを開催するほか、見守り活動を推進する体制・組織づくりや情報交換の場の開催など、支部社会福祉協議会活動への支援を強化します。

第1次計画の実績と第2次計画の目標

第1次計画期間内に、鴻巣・吹上・川里の全ての地域に地域コーディネーターを設置することができ、ほぼ目標値を達成しました。第2次計画では、支部社会福祉協議会に必要な地域コーディネーターの人数を各支部社会福祉協議会と協議し、必要に応じて増員を図ります。

第1次計画の目標 地域コーディネーターが設置された支部社会福祉協議会数

H20年度 初期値	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	1次計画 目標値
0支部	0支部	12支部	12支部	16支部	16支部	9支部

第2次計画の目標 地域コーディネーターの人数

第2次計画 目標	H30年度	市内には平成25年10月31日現在67人の地域コーディネーターが設置されています。2割の増員を見込み80人を目標値とします。
	80人	

第4章 目標の実現に向けた地域福祉活動の推進
基本目標2 地域を支えるネットワークづくり

市民・関係組織の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の福祉課題への関心 ・住民同士の話し合いの場への参加 ・地域福祉活動への参加
----	---

関係組織	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コーディネーターの推薦 ・福祉見守り員の推薦 ・地区懇談会の開催 ・支部福祉委員会の開催 ・民生委員・児童委員、地域コーディネーター、福祉見守り員などの連携 ・地域コーディネーター間の連携 ・地域コーディネーター及び福祉見守り員の担当地区の明確化
------	--

市（行政）・市社会福祉協議会の取組み

市（行政）	取組み	所管課
	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉見守り員の活動や地域福祉活動の周知啓発の強化 ・生活福祉課題の早期発見と専門機関による早期対応に向けたネットワークの構築 ・要援護高齢者等支援ネットワーク事業の活用 ・個人情報の取扱いに関する活動者間の共通理解の促進 ・障害者相談支援事業の活用 ・地域包括支援センターによる総合相談事業の活用 ・要保護児童対策地域協議会の活用 	福祉課 障がい福祉課 介護保険課 子育て支援課

市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コーディネーター及び福祉見守り員の設置と活動の促進 ・地域コーディネーター及び福祉見守り員研修会の実施 ・地区懇談会など情報を共有する場の開催支援 ・支部福祉委員会など地域の福祉課題の解決に向けた取組みを話し合う場の開催支援 ・民生委員・児童委員、地域コーディネーター、福祉見守り員などによる見守り活動の推進体制・組織づくりへの支援 ・食事サービス事業などによる安否確認の実施 ・友愛電話の実施 ・個人情報の取扱いに関する活動者間の共通理解の促進 ・福祉見守り員の活動や地域福祉活動の周知・啓発の強化
----------	---

取組み事項 7

身近な相談体制づくり

課題

- ・だれ（どこ）に相談してよいか分からない住民がいます。
- ・高齢者、障がい者、子育て家庭などが相談しやすいよう、身近な地域における体制の充実が求められています。
- ・悩みや問題が深刻化しないよう、相談から解決までの迅速な対応が必要になっています。

現状と今後の方向性

市（行政）では、子育てや育児に関する各種相談事業を実施しています。また、介護保険事業を中心として、関連する様々な制度や地域資源につなぐための総合相談を地域包括支援センターにおいて実施しています。さらに、障害者相談支援事業、女性相談、人権相談、健康相談事業や自殺対策事業など、様々な分野での専門的な相談窓口を開設しています。一方、市社会福祉協議会でも心配ごと相談所を開設し、地域住民の日常生活上のあらゆる相談に応じています。

市（行政）及び市社会福祉協議会では、身近な地域における相談体制の充実及びネットワーク化を図るとともに相談支援に関する情報共有を強化し、支援を必要としている人が一人で悩み続けることがないよう総合的な相談支援体制の充実などを図ります。

（P.40の用語注釈）

要援護高齢者等支援ネットワーク事業：幅広い関係機関との連携を図り、要援護高齢者の早期発見、実態把握、高齢者虐待の防止をすすめるため、市と覚書を結んだ68団体（H25年現在）でネットワークが構成されている。

障害者相談支援事業：障がい者の福祉に関する様々な問題に対する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言や障がい福祉サービスの利用支援等を行う。

地域包括支援センター：高齢者の心身の健康維持、安定した暮らしを地域ぐるみで支えていくための拠点となる機関。いつまでも「自分らしい生活」を送れるように（主任）ケアマネジャーや社会福祉士、保健師（または経験豊富な看護師）が協力し適切なサービス提供を行う。

要保護児童対策地域協議会：要保護児童（被虐待児や保護者のいない児童、保護者に監護させることが不適切であると認められる児童、非行児童なども含む）の適切な保護又は支援を図るため、関係機関等と連携を図り、子どもやその家庭に対する情報と考え方を共有し、要保護児童等の支援、保護、相談援助などを行い、児童虐待防止と再発防止に努める。

第4章 目標の実現に向けた地域福祉活動の推進
 基本目標2 地域を支えるネットワークづくり

市民・関係組織の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・各種相談窓口の利用 ・困ったり悩んでいる人への相談窓口の紹介
----	--

関係組織	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と関係機関・団体、市（行政）市社会福祉協議会などとの連携強化 ・地域における悩みごとの相談の実施
------	--

市（行政）・市社会福祉協議会の取組み

市（行政）	取組み	所管課
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と関係機関・団体、市社会福祉協議会などとの連携強化 ・各種相談所の情報提供の充実 ・気軽に相談できる体制の充実 ・職員の専門性の向上 ・各種相談事業の情報共有の強化 	福祉部各課

市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・心配ごと相談所の開設 ・気軽に相談できる体制の充実 ・職員の専門性の向上 ・各種相談事業の情報共有の強化 ・専門機関との連携強化
----------	---

基本計画（4）地域の生活福祉課題を共有し解決に取り組む体制づくり

【取組み事項】

- 8 地域活動者の情報交換・交流の場づくり
- 9 地域福祉総合推進体制（コミュニティソーシャルワーク）による援助の推進

住民の声

- ・実際に地域福祉活動を行っている人の話を聞く場があれば良い。
- ・福祉見守り員同士、福祉見守り員と民生委員・児童委員など、互いのコミュニケーションが必要である。
- ・表面上は通常に見える家庭などの変化をどのように見つけるかが課題である。

取組み事項 8

地域活動者の情報交換・交流の場づくり

課題

- ・地域の相談役としての民生委員・児童委員、福祉見守り員の統括や地域課題の把握とその解決にあたる地域コーディネーター、地域の見守り活動を行う福祉見守り員、支部社会福祉協議会やボランティアなどが、それぞれの役割、効果的な活動方法や連携の仕方などを話し合う支部福祉委員会など、地域の福祉課題の解決に向けた取組みを話し合う場の開催が必要になっています。
- ・複雑多様化する生活福祉課題に対応することで、地域活動者が孤立・疲弊しないよう、情報交換や交流の場を設けることが重要です。

現状と今後の方向性

市社会福祉協議会では、地域の生活福祉課題を話し合い、情報共有を行う場として支部社会福祉協議会が開催する地区懇談会の開催支援を行っています。また、市（行政）では、市社会福祉協議会や支部社会福祉協議会との情報交換の場として地区懇談会に参加しています。

今後も、地域と関係機関・団体、市（行政）や市社会福祉協議会などが互いに連携し、情報交換や交流のできる場を充実し、地域の実情に合った地域福祉推進の合意形成を図り、

それぞれが役割分担をし、協働して地域福祉を推進します。

市民・関係組織の役割

市民	・地区懇談会への参加
----	------------

関係組織	・地区懇談会の開催 ・支部福祉委員会の開催
------	--------------------------

市（行政）・市社会福祉協議会の取組み

市（行政）	取組み	所管課
	・地域活動者の情報交換・交流の場を生かした情報提供の充実	福祉課

市社会福祉協議会	・地区懇談会など情報を共有する場の開催支援 ・支部福祉委員会など地域の福祉課題の解決に向けた取組みを話し合う場の開催支援
----------	---

取組み事項 9

地域福祉総合推進体制（コミュニティソーシャルワーク）による援助の推進

課 題

- ・地域福祉に携わる職員の資質、能力、専門性の向上が必要です。
- ・公的サービスは高齢者、障がい者、児童といった対象者ごとの支援が行われていますが、それだけでは多様なニーズに十分対応できないことがあります。
- ・要保護児童対策地域協議会、障がい者自立支援協議会や介護保険運営協議会など部門別に設置されている協議会などにおける課題を統括・共有化する仕組みが整備されていません。
- ・福祉見守り員をはじめとする地域住民が発見した生活福祉課題の解決に取り組む体制づくりを更に進める必要があります。

現状と今後の方向性

埼玉県では、制度の狭間にあり、潜在化しているニーズを発見し、公的サービスと地域における支え合い活動の組み合わせによる支援を実施し、社会資源の開発までを行う一連の働き（機能）を地域福祉総合推進体制（コミュニティソーシャルワーク）としています。

市（行政）においても、地域や多業種の連携による地域福祉総合推進体制の確立に向けた取組みを図ります。

市民・関係組織の役割

市民	・ 地域福祉総合推進体制において、近隣住民としての見守りや声かけ活動を担う
----	---------------------------------------

関係組織	・ 地域福祉総合推進体制の確立への協力
------	---------------------

市（行政）・市社会福祉協議会の取組み

市（行政）	取組み	所管課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉担当者の資質と専門性の向上 ・ 地域福祉総合推進体制の確立に向けた調査・研究 	} 福祉課

市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉担当者の資質と専門性の向上 ・ 地域福祉総合推進体制の確立への協力 ・ 相談支援体制の強化 ・ あらゆる生活福祉課題への対応 ・ 訪問支援（アウトリーチ）による支援の強化
----------	---

（P.44 の用語注釈）

障がい者自立支援協議会：地域において相談支援事業を適切に実施していくため、市町村が設置するもの。中立・公平性を確保する観点から、相談支援事業の運営評価等の実施、具体的な困難事例への対応のあり方について指導・助言や地域の関係機関によるネットワークを構築するなどの機能を有している。

介護保険運営協議会：介護保険事業の運営に関する事項を調査審議するため、市町村が設置するもの。介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定及び変更に関する事、地域包括支援センターの設置及び運営に関する事、地域密着型サービスの指定及び運営に関する事や地域支援事業に関する事などについての審議を行う。

基本目標3 誰もが自分らしく生きるための仕組みづくり

基本計画（5）自立した生活を支援する体制づくり

【取組み事項】

- 10 生活困窮者の自立支援【重点取組み】
- 11 権利擁護体制の充実
- 12 障がい者や高齢者の就労機会の確保
- 13 こころと身体健康づくり
- 14 住民同士の助け合いの推進

住民の声

- ・孤独死という場合もあるので、日頃からの地域のふれあいが大切である。
- ・高齢者、障がい者や寝たきりの方など、毎日の生活に不安を抱えながら生きている方々が少しでも不安が取り除かれるような支援が必要。

取組み事項 10

生活困窮者の自立支援【重点取組み】

課題

- ・生活保護受給者数は年々増加し、非正規雇用労働者の増加などにより、今後も生活困窮に至るリスクの高い世帯の増加が懸念されています。
- ・生活保護に至る前の段階での支援の充実が求められています。
- ・生活困窮者の自立を支援する取組みが求められています。

現状と今後の方向性

（1）自立相談支援の推進

市（行政）では、平成24年度の被保護世帯数が508世帯、生活保護率は0.59%でした。近年、少子高齢化、扶養義務感の希薄化、所得格差や雇用形態の多様化により、生活保護の相談件数は増加傾向にあります。このため、市（行政）では、生活困窮者への

相談支援体制を強化し、就労・自立支援に向けた取組みを充実します。また、生活保護が終了した後の地域と連携したフォローアップ体制を確立します。

第1次計画の実績と第2次計画の目標

第1次計画では、生活保護相談窓口において、生活保護に至る前の生活困窮者からの相談件数が、平成23年度から平成24年度にかけて急増しています。第2次計画の目標は、生活困窮者自立支援法(平成27年4月1日施行予定)に基づく各種事業を実施するとともに、生活困窮者の自立支援に係る早期発見、早期対応、対応後の支援の充実につなげるため、相談窓口の更なる周知を図ります。

生活困窮者自立支援法では、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給が市町村の必須事業とされています。また、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業や学習支援事業が任意事業とされています。

第1次計画の実績

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
相談件数	422	365	330	437	223
保護世帯数	449	508	513	508	514
保護開始世帯数	87	109	86	69	49
自立相談支援件数	335	256	244	368	174
住宅手当利用者数	3	16	14	14	7

25年度は10月31日現在

第2次計画の目標

第2次計画 目標	H30年度 自立相談支援事業相談件数 380件
	住宅確保給付金利用者 15件

- ・生活困窮者自立支援法に基づく各種事業を実施するとともに、生活困窮者の自立支援に係る早期発見、早期対応、対応後の支援の充実を図るため、相談窓口の認知度の向上を目指します。
- ・相談件数 - 保護開始世帯数 = 自立相談件数とし、実績は300件を軸に上下していることから、5年後の目標は380件とします。
- ・住宅確保給付金の利用者は、受給期間が3～6ヶ月で入れ替わるため、15件を目標値とします。

現状と今後の方向性

(2) 就労支援の推進

市（行政）では、生活保護の被保護者などに対し、就労の実現に必要な支援を行うことにより、被保護者などの自立を助長するため、就労支援相談員を置きました。

第1次計画の実績と第2次計画の目標

第1次計画では、生活保護の被保護者に対する就労支援を実施し、就職者が平成23年度から平成24年度にかけて増加しています。しかしながら、就労後の相談や見守り、就労支援の対象となる人（就労支援対象者）への就労意欲の喚起や就労技術の向上など、生活困窮者の自立に係る課題は多くあります。第2次計画は、就労支援の対象となる人の増加と就労支援ボランティアの育成を目標とします。

第1次計画の実績

	H23年度	H24年度	H25年度
就労支援対象者	18	14	29
就職者数	1	6	5
就職率	5.5%	42.8%	17.2%
就職者数のうち保護廃止世帯数	0	1	2

25年度は10月31日現在

第2次計画の目標

第2次計画
目標

H30年度
就職支援対象者就職件数
7件

被保護者の自立を助長するため、就労支援ボランティアを育成するとともに、就労支援対象者の増加を目指します。また、就労に結びつく方が増加するよう、支援していきます。

(P.47の用語注釈)

生活困窮者自立支援法：生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立支援事業の実施、住居確保給付金の支給、その他の支援を行うための所要の措置を講じた法律。

自立相談支援事業：生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応じ、就労その他自立に関する相談支援、事業利用のための自立支援計画を作成し、関係機関との連絡調整により支援の実施状況の確認などを行う。

住居確保給付金：離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当を有期で支給する。

現状と今後の方向性

(3) 福祉資金貸付の推進

市社会福祉協議会では、福祉資金の貸付や生活福祉資金の貸付相談を実施し、生活困窮者が安定した生活が営めるよう支援しています。今後も、生活困窮者の自立支援を視野に資金貸付相談を行い、必要な援助・指導と世帯の経済的自立及び生活意欲の助長を図ります。

第1次計画の実績と第2次計画の目標

第1次計画の計画期間、平成21年度から25年度にかけて、資金相談の件数は減少傾向にあり、福祉資金及び生活福祉資金（県社会福祉協議会事業）の貸付は、年度による変動が見られます。第2次計画の目標は、相談窓口の更なる周知とともに、自立支援を視野に福祉資金及び生活福祉資金の貸付相談を引き続き実施します。また、地域歳末たすけあい事業により生活困窮者に援護金を交付し、みんなで支え合うあたたかい地域づくりを進めます。

第1次計画の実績

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
相談件数	206	166	145	126	85
福祉資金貸付数	30	51	63	52	27
生活福祉資金貸付数	11	35	28	23	6

25年度は10月31日現在

第2次計画の目標

第2次計画 目標	H30年度 相談件数 170件
---------------------	-------------------------------

自立支援を主眼とした資金相談を実施するとともに、相談窓口の認知度の向上を目指し、過去5年間の相談件数の10%増しの170件を目標値とします。

市民・関係組織の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・就労への努力 ・健康の保持・増進 ・職業能力開発に係る機会への積極的な参加
関係組織	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者の就労などへの積極的な社会参加の促進 ・就労機会の提供

市（行政）・市社会福祉協議会の取組み

市（行政）	取組み	所管課
	・生活困窮者自立支援法の推進	福祉課

市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉資金の貸付と相談の実施 ・生活福祉資金の貸付相談の実施 ・地域歳末たすけあい援護金による支援
----------	---

取組み事項 11

権利擁護体制の充実

課題

- ・認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者、知的障がい者や精神障がい者などの増加により、成年後見制度の必要性は高まっています。
- ・高齢化や経済的な理由により家族の手助けが受けられない方が増加傾向にあります。
- ・認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などのうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助などの支援の充実が必要です。
- ・児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待やDVなどの有効な防止策として、地域における見守り・通報体制の構築が必要になっています。

現状と今後の方向性

市（行政）では、身寄りのいない認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者の財産管理やサービス利用に関する契約などについて支援する成年後見制度利用支援事業を実施しています。また、市社会福祉協議会では、認知症高齢者、知的障がい者や精神障がい者など判断能力が十分でない方が地域において自立した生活を送ることができるよう、利用者との契約に基づいた日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）を実施しています。

今後も、高齢化などの進行により、権利擁護事業の必要性は高まり、対象者の把握、利用促進や市民後見人の育成など、地域との連携を強化した体制の確立が必要です。

また、近年、児童虐待、高齢者虐待や障がい者虐待が社会問題となり、すべての人の人権の侵害や阻害をしない社会の構築が求められています。このため、地域と関係機関・団体、市（行政）などのネットワークを強化し、児童虐待、高齢者虐待や障がい者虐待な

どへの適切な対応を図ります。

市民・関係組織の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度など権利擁護に関する知識の深化 ・ 関係機関等への権利擁護を必要とする人の情報提供 ・ すべての人の人権の尊重 ・ 積極的な声かけ・見守り
----	--

関係組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権問題に対する理解 ・ 地域の見守り体制の強化
------	---

市（行政）・市社会福祉協議会の取組み

市（行政）	取組み	所管課
市（行政）	・ 人権教育、人権啓発の推進	} やさしさ支援課 生涯学習課
	・ 人権に関する相談体制の充実	
	・ 児童虐待防止対策の推進	やさしさ支援課
	・ 高齢者虐待防止対策の推進	子育て支援課
	・ 障がい者虐待防止対策の推進	福祉課
	・ DV 対策基本計画の推進	障がい福祉課
	・ 成年後見制度利用支援事業の実施	やさしさ支援課
	・ 成年後見制度の利用促進	} 福祉課 障がい福祉課

市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）・権利擁護相談の実施 ・ 成年後見制度（法人後見）実施へ向けての調査研究 ・ 障がい者週間記念のつどいの開催
----------	---

成年後見制度：認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々に対して、不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービス、施設への入所に関する契約及び遺産分割の協議などについて支援し、財産や権利等を保護する制度。

日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）：認知症や知的障がい・精神障がい等により、判断能力が不十分な方に対して、自立した地域生活が安心して送れるように福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行うもの。

市民後見人：市民後見人とは、弁護士や司法書士などの資格はもたないものの、社会貢献への意欲や倫理観が高い市民で、成年後見に関する一定の知識・態度を身につけた良質の第三者後見人等の候補者。

取組み事項 12

障がい者や高齢者の就労機会の確保

課 題

- ・高齢者がもっている知識や技術、経験を生かした就労機会の確保が必要になっています。
- ・働く意思のある障がい者の就業を支援するための取組みの充実が求められています。

現状と今後の方向性

高齢化などの進行に伴い、高齢者が住みなれた地域で生きがいをもって自立した生活を送り続けることができるよう、積極的な社会参加や地域貢献活動を促すことが重要です。また、これらの取組みにより、地域の福祉力向上に結び付けることが重要です。

他方、障がいのある人の自立を図るためには、一人ひとりの意欲や適性などに応じた職業能力開発の機会を提供し、職場への適応能力を高め、さらには事業者の障がい者雇用に関する理解・連携を深め、就労支援の強化が必要になっています。

市民・関係組織の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な社会参加 ・健康の保持・増進 ・職業能力開発機会への積極的な参加
----	---

関係組織	・障がい者や高齢者への就労能力などを生かした積極的な社会参加の促進
------	-----------------------------------

市（行政）・市社会福祉協議会の取組み

市（行政）	取組み	所管課
	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターへの運営支援 ・障がい者就労支援センターの運営 ・障害者就労施設などから物品などの購入を推進 	福祉課 } 障がい福祉課

市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設の受託運営 ・障害者支援施設利用者の就労機会の確保 ・シルバー人材センターの活用
----------	--

取組み事項 13

こころと身体健康づくり

課題

- ・核家族化や少子高齢化の進行により、高齢者が高齢者を介護・介助するいわゆる老老介護世帯や、高齢の親が障がいのある成人の子を介護する老障介護が増加しています。
- ・子どものころからの心身の健やかな発達及び生活習慣の基礎の確立、生涯を通じた生活習慣の改善、中年期から高齢期にかけての生活習慣病の重症化予防が必要になっています。
- ・子育てや育児、介護などに対する不安や悩み、思春期・青年期のこころの健康、健康問題や家庭問題を抱えた成人のこころの健康への専門的な対策の充実が求められています。

現状と今後の方向性

核家族化や少子高齢化の進行及び個人のライフスタイルの多様化などの影響により、個人が抱える不安や悩みも複雑・増大するとともに、生活習慣病患者及びその予備群の増加や高齢化に伴う要介護など認定者数が増加し、心身の両面からの健康支援対策が必要になっています。

今後も、保健・医療・福祉が連携した総合的な施策の充実を図るとともに、市社会福祉協議会、関係機関・団体や地域と連携した健康支援対策を強化します。

市民・関係組織の役割

市民	・健康の保持・増進 ・趣味や生きがいの発見
----	--------------------------

関係組織	・地域の心身の健康づくり活動に協力 ・地域の相談役、民生委員・児童委員や地域コーディネーターなどとの連携強化
------	---

市（行政）・市社会福祉協議会の取組み

市（行政）	取組み	所管課
	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援の充実 ・高齢者福祉施策の充実 ・障がい者福祉施策の充実 ・生涯にわたる健康づくりの推進 ・うつ・メンタルヘルス対策の充実 ・自殺対策の推進 	子育て支援課 福祉課 障がい福祉課 } 健康づくり課
市社会福祉協議会	・いきがい作品展の開催	

取組み事項 14

住民同士の助け合いの推進

課題

- ・日常生活上の援助など、住民による多様な支援活動の拡大が求められています。
- ・常に住民ニーズを捉え、ニーズに適した援助や支援の拡充が必要です。
- ・住民同士の助け合い事業に参加する担い手の拡大が求められています。

現状と今後の方向性

市社会福祉協議会では、元気な高齢者なども支援が必要な高齢者などの生活支援（買い物代行・部屋の掃除・食事づくりなど、ちょっとした困りごと）を行う地域支え合いの仕組み推進事業「思いやりの輪」を実施しています。また、埼玉県では、平成25年度から新たにNPO法人などによる親同士の子ども預け合いの仕組みづくりを支援する、「子育て助け合いの仕組み推進事業」を開始し、その立ち上げや運営に要する経費を補助する制度をはじめています。

今後も、地域住民による各種の助け合い事業を推進し、身近な地域で参加できる共助の活動を充実させます。

市民・関係組織の役割

市民	・住民同士の助け合い事業への協力
----	------------------

関係組織	<ul style="list-style-type: none"> ・関係組織間や市（行政）市社会福祉協議会などと連携した、住民同士による助け合いの仕組みづくり ・新規参入組織への積極的な情報提供
------	---

市（行政）・市社会福祉協議会の取組み

市（行政）	取組み	所管課
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支え合いの仕組み推進事業の支援 ・ファミリー・サポート・センター事業の推進 	福祉課 保育課

市社会福祉協議会	・地域支え合いの仕組み推進事業の実施
----------	--------------------

基本目標4 安心して生活ができる環境づくり

基本計画(6) 安心して暮らせるまちづくり

【取組み事項】

- 15 災害時要援護者支援の促進【重点取組み】
- 16 外出の支援
- 17 自主防犯活動の推進

住民の声

- ・地域の防災訓練を行い、老若男女の交流の場をつくっている。
- ・ひとり暮らし高齢者が増えており、災害時の支援者の役割分担が重要である。
- ・子どもが安全安心に遊べる場所が減ってきている。

取組み事項 15

災害時要援護者支援の促進【重点取組み】

課題

- ・個人情報共有のための適切な取扱いと理解が必要です。
- ・要援護者の把握の強化が必要です。
- ・近所付き合いの希薄化などにより、支援者を確保することが難しくなっています。
- ・要援護者と支援者との平常時からの信頼関係の構築が必要です。

現状と今後の方向性

(1) 災害時要援護者台帳の整備

第1次計画では、「災害に強いまちづくり」を基本計画として、「災害時要援護者の把握と情報共有」を重点的取組みとして推進しました。

計画2年目にあたる平成22年4月、市は、「災害時要援護者避難支援制度」をつくり、同年5月14日から「災害時要援護者台帳」への登録申請受付を開始しました。

市民が安心して暮らせる環境をつくるためには、日頃からの災害に備えたまちづくりが

必要です。また、災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成、地域との情報共有などが市町村の義務となり、平常時からの災害時の支援方策の一層の充実が必要。市（行政）では、民生委員・児童委員などの協力により要援護者の把握に努め、災害時要援護者避難支援プラン全体計画や地域防災計画を軸とした要援護者及び防災対策を進めています。

今後も、地域との協働により要援護者の把握を強化します。また、日頃から当事者も含めた隣近所同士が地域に目を向け、声をかけ・見守り活動を通じ、日常的に助け合える関係の構築に努めます。

第1次計画の実績と第2次計画の目標

第1次計画では、災害時要援護者名簿の整備及び自治会・町内会との情報の共有が進み、目標値に年々近づいています。第2次計画は、すべての自治会・町内会における災害時要援護者名簿の整備及び情報の共有を目標とします。

第1次計画の目標 災害時要援護者名簿の整備及び情報共有する自治会・町内会数

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	1次計画 目標値
自治会数	-	120	134	140	149	240

H25年度は10月31日現在

第2次計画の目標 災害時要援護者名簿の整備及び情報共有する自治会・町内会数

第2次計画 目標	H30年度	市内の243自治会・町内会すべてと市（行政）、民生委員・児童委員が災害時要援護者名簿を共有することを目標値とします。
	243自治会	

現状と今後の方向性

（2）災害時要援護者避難支援プランの推進

民生委員・児童委員や自治会などの協力で、要援護者の登録を推進しています。

災害時要援護者の登録者数は年々増加していますが、1人の要援護者に対し2人の避難支援者を確保できていない事例が多数あります。

今後は、「誰が誰をどこに避難支援する。」という具体的な計画である「要援護者避難支援プラン（個別計画）」の策定を進めていく必要があります。

第1次計画の実績と第2次計画の目標

第1次計画では、要援護者1人に対し避難支援者が1.15人となっています。第2次計画は、要援護者避難支援プラン（個別計画）の策定と避難支援者数の増加を目標とします。

第1次計画の実績

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
【登録者数】		【600】	【796】	【858】	【891】
避難支援者数	-	711	898	980	1,028

H25年度は10月31日現在

第2次計画の目標 要援護者避難支援プラン（個別計画）の策定と避難支援者数の増加

第2次計画 目標	H30年度 要援護者避難支援プラン（個別計画） 策定率40%	要援護者避難支援プラン（個別計画）の件数と避難支援者数の増加を目標とします。 平成24年12月の個別計画策定率は8.7%ですが、積極的に推進することにより40%を目標値とします。

市民・関係組織の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な声かけ・見守り活動 ・日頃から災害時を想定した備え ・要援護者の把握への協力 ・支援者となり協力
関係組織	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者の安否確認への協力 ・災害時要援護者の把握の強化

市（行政）・市社会福祉協議会の取組み

市（行政）	取組み	所管課
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者支援事業の推進 ・要援護者避難支援プラン（個別計画）の策定 ・要援護者避難支援プランの推進 ・地域防災計画の推進 	} 福祉課 } 自治防災課

市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練の実施 ・災害時における近隣市町村社会福祉協議会との連携 ・災害時の被災地社会福祉協議会との連絡調整 ・災害時における災害ボランティアセンターの運営
----------	---

取組み事項 16

外出の支援

課題

- ・外出支援を必要とする人のニーズが多様化し、既存のサービスのみでは対応できない状況にあります。
- ・移動の手段などを確保し、社会参加を促進する必要があります。

現状と今後の方向性

高齢者や障がいのある人が、安全に安心して外出や移動ができ、社会活動やレクリエーションなどに積極的に参加できる環境を整備することが必要です。市（行政）及び市社会福祉協議会では、地域住民やボランティア、事業者などと連携し、コミュニティバスの運行や外出支援サービスを実施するとともに、視覚障害者ガイドヘルパー、手話通訳者や要約筆記者などを派遣し、外出先などにおける支援を行っています。

今後も、外出のための移動などが困難な方の積極的な社会参加を支援するとともに、地域との連携を深めたきめ細かな外出支援の充実を図ります。

市民・関係組織の役割

市民	・高齢者や障がい者など、外出のための移動などが困難な人への支援
関係組織	・高齢者や障がい者など、外出のための移動などが困難な人への支援

市（行政）・市社会福祉協議会の取組み

市（行政）	取組み	所管課
	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスの運営 ・外出支援サービス事業の実施 ・手話通訳者（市社会福祉協議会へ委託）、要約筆記者、視覚障がい者ガイドヘルパー（市社会福祉協議会へ委託）などの派遣推進 ・高齢者、障がい者など各種助成事業の推進 	生活安全課 福祉課 障がい福祉課 } 福祉課 } 障がい福祉課
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉有償運送事業の推進 ・手話奉仕員の養成と手話通訳者の派遣 ・視覚障がい者ガイドヘルパーの養成と派遣 ・車椅子貸出事業 	

取組み事項 17

自主防犯活動の推進

課題

- ・詐欺被害の防止や悪質な手口に注意が必要な商法などについての継続的な情報提供が必要です。
- ・防犯に対し、更に地域の協力が必要です。

現状と今後の方向性

市（行政）では、市民の防犯意識を高めるための啓発事業を充実するとともに、鴻巣地区防犯協会、鴻巣地区暴力排除推進協議会や地域防犯推進委員などと連携し、地域ぐるみの防犯体制の強化を図っています。また、県消費生活支援センターと連携し、消費者トラブルに関する相談窓口を開設しています。さらに、警察などと連携し、「振り込め詐欺」などの特殊詐欺被害の防止や悪質な手口に注意が必要な商法などについての注意を呼びかけています。

今後も、安全・安心なまちづくりを推進するため、地域住民に対する情報提供を充実するとともに、地域と連携した防犯体制を強化します。

市民・関係組織の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・登下校時の見守りパトロールへの参加 ・地域の防犯対策への積極的な参加 ・危険箇所などの市（行政）などへの情報提供
----	---

関係組織	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみの防犯体制の強化
------	--

市（行政）・市社会福祉協議会の取組み

市（行政）	取組み	所管課
	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯対策啓発事業の推進 ・地域防犯体制支援事業の推進 ・消費者相談事業の推進 	生活安全課

市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修会などを通じた防犯、消費生活に関する情報提供の充実
----------	--

基本計画（7）思いやりと交流のある地域づくり

【取組み事項】

- 18 気軽に集まれる居場所（サロン）づくり【重点取組み】
- 19 世代間交流の促進と地域交流の場づくり
- 20 「あいさつ・声かけ」運動の推進

住民の声

- ・自然と集まれる居場所づくりが必要と思う。また、その場所へ来ることができない人たちへの声かけには工夫が必要。
- ・生きがいを感じられる居場所づくりが必要。
- ・サロン活動などの参加者を増やすには、組織間の連携が必要である。
- ・地域の中でのあいさつが少なくなっている気がする。家庭でのあいさつや会話が大切であると感じる。
- ・子どもから高齢者まで、年齢を問わず集まれる場がほしい。

取組み事項 18

気軽に集まれる居場所（サロン）づくり【重点取組み】

課題

- ・高齢者や子育て家庭などの不安を解消し、孤立を防止する対策の強化が必要です。

現状と今後の方向性

（1）サロン活動の推進と支援

市（行政）では、介護予防の一環として「わがまちサロン」を設置し、また、子育て交流の促進や援助を目的に「子育てサロン」を設置しました。

市社会福祉協議会では、地域住民が主体となって開催するサロン・会食会などの活動を支援することを目的に「高齢者サロン活動・会食活動助成金」を交付し、また、新規サロンの立ち上げを支援しました。

市（行政）及び市社会福祉協議会では、年齢や障がいの有無にかかわらず誰もが健康で生きがいをもっていきいきと暮らせるよう、子育て中の方、高齢者や障がい者など、誰

もが気軽に集まれる居場所としてのサロン活動を推進し、平成25年10月31日現在、81カ所開設されています。

市（行政）及び市社会福祉協議会では、健康増進、身近な交流、相談や生きがいづくりなど、地域の実情に即した多種・多様なサロンの設置を促進し、サロン活動を支援します。

市（行政）及び市社会福祉協議会では、サロンに関する情報を広く発信し、サロン開設の相談に対応します。

第1次計画の実績と第2次計画の目標

第1次計画では、平成22年度から25年度にかけて、高齢者サロンや子育てサロンが立ち上がりましたが、目標値を達成できませんでした。第2次計画のサロン数の目標は、第1次計画の目標値を継続します。

第1次計画の目標 サロン数

H20年度 初期値	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	1次計画 目標値
55	55	72	78	79	81	100

25年度は10月31日現在

第2次計画の目標 サロン数

第2次計画 目標	H30年度 100カ所	第1次計画の目標値が達成できていないため、100カ所を目標値とします。
---------------------	-----------------------	-------------------------------------

市民・関係組織の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・サロン活動への積極的な参加 ・魅力あるサロン活動の展開
----	---

関係組織	・サロンの立ち上げや運営などへの協力
------	--------------------

市（行政）・市社会福祉協議会の取組み

市（行政）	取組み	所管課
	・サロン活動の普及促進、情報提供の充実	子育て支援課 介護保険課

市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・サロンの開設や運営に関する相談 ・養成講座の開催とサロン活動者の育成 ・サロン活動への支援 ・サロン活動の情報提供の充実 ・サロン活動者情報交換会の開催 ・子育てサロンの開設 ・おもちゃ図書館の運営 	
----------	--	--

取組み事項 19

世代間交流の促進と地域交流の場づくり

課題

- ・子どもから高齢者まで、あらゆる世代の交流を深め、世代を超えた絆づくりが求められています。
- ・地域福祉活動の理解や関心を高めるには、世代間の交流の活性化により、各世代が互いを理解することが必要です。

現状と今後の方向性

地域住民同士のふれあいや信頼感、連帯感を醸成するには、子どもから高齢者まで多様な世代が、気軽に集える機会やふれあいながら活動できる場が必要です。また、核家族化に加えて少子高齢化が進む昨今、子どもたちが心身共に健全に成長するための地域づくりが必要です。

市社会福祉協議会では、世代間交流しめ縄づくり交流会をはじめとする世代間交流事業を実施し、世代間の交流を促進しています。また、ふれあい広場やふれあい運動会を地域住民の交流の場として開催しています。

今後も、地域に暮らす子どもから高齢者まで、年齢などにかかわらず様々な地域住民が交流できる機会を充実させます。

市民・関係組織の役割

市民	・イベントや各種大会などへの積極的な参加
----	----------------------

関係組織	・イベントや各種大会などへの運営協力及び積極的な参加
------	----------------------------

市（行政）・市社会福祉協議会の取組み

市（行政）	取組み	所管課
	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントや各種大会などの情報提供の充実 ・スポーツ・レクリエーション、生きがい健康づくり事業の推進 ・世代間交流事業の推進 	イベントごとの担当部署

市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントや各種行事などの情報提供の充実 ・ふれあい広場の開催 ・ふれあい運動会の開催 ・世代間交流事業の推進
----------	--

取組み事項 20

「あいさつ・声かけ」運動の推進

課題

- ・隣近所と顔を合わせる機会が減少し、近所付き合いの希薄化が進んでいます。

現状と今後の方向性

地域での生活は、住民同士の付き合い、助け合いや支え合いによって成り立っています。人間関係の基本である「あいさつ・声かけ」運動を通じ、身近な地域住民同士のつながりや相互扶助の活性化を促します。

市民・関係組織の役割

市民	・「あいさつ・声かけ」運動の積極的な実施
----	----------------------

関係組織	・「あいさつ・声かけ」運動の展開
------	------------------

第4章 目標の実現に向けた地域福祉活動の推進
基本目標4 安心して生活ができる環境づくり

市（行政）・市社会福祉協議会の取組み

市（行政）	取組み	所管課
	・「あいさつ・声かけ」運動の啓発活動の推進	生活安全課

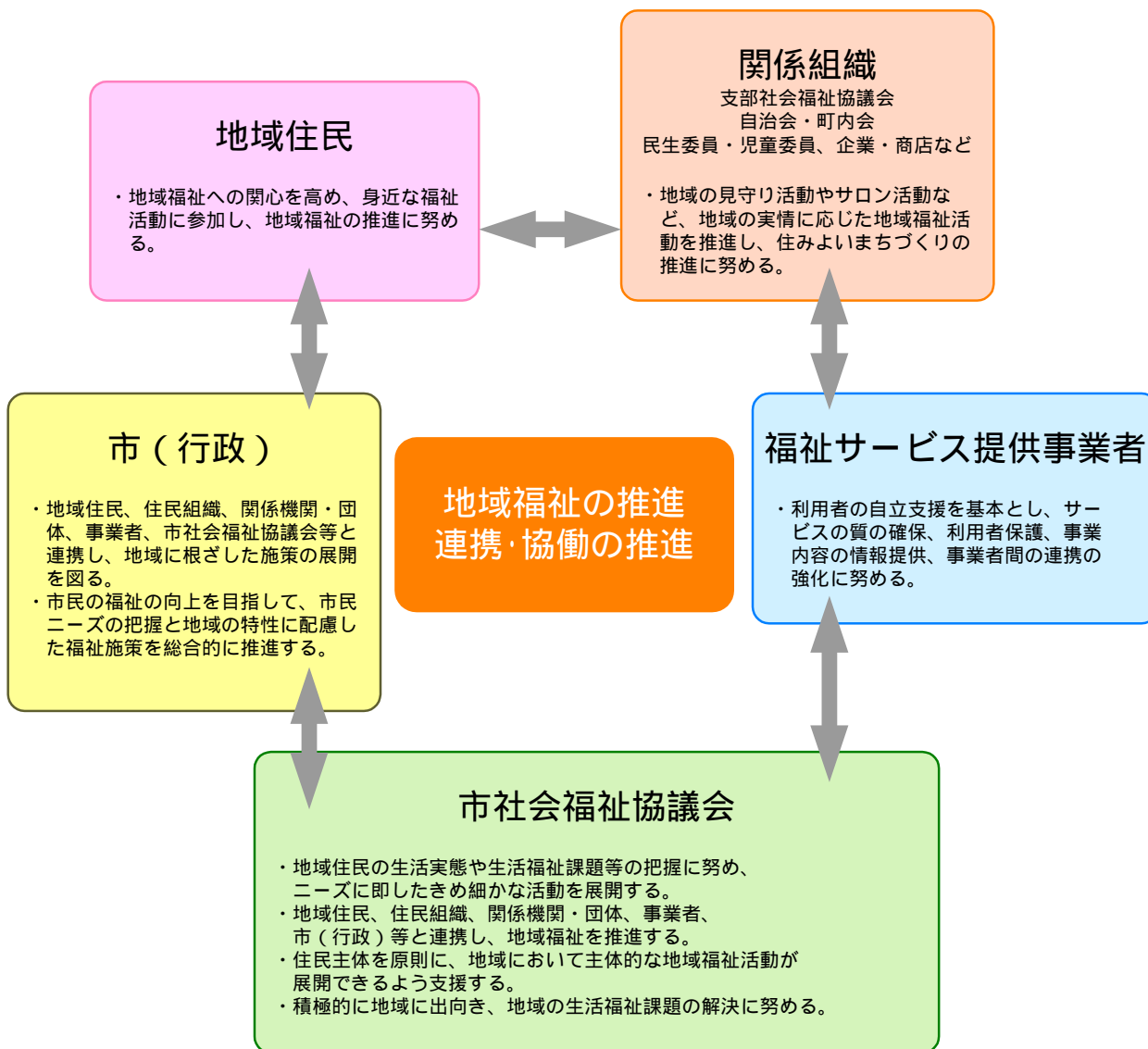
市社会福祉協議会	・「あいさつ・声かけ」運動の啓発活動の推進
----------	-----------------------

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

地域福祉計画並びに地域福祉活動計画は、地域住民、住民組織、関係機関・団体、事業者、市（行政）や市社会福祉協議会などが「協働」して福祉のまちづくりを進める計画です。

このため、地域住民、自治会・町内会、民生委員・児童委員、支部社会福祉協議会、福祉サービス提供事業者、企業、商店、市（行政）や市社会福祉協議会などが協働し、主体となって推進していくことが大切です。



2 計画の進捗管理

この計画は、地域住民、住民組織、関係機関・団体、事業者、支部社会福祉協議会、市（行政）や市社会福祉協議会などの協働により推進されるものであり、地域福祉に関する施策などの進捗状況の評価を行う際は、市民の視点からの進捗管理が必要となります。

このため、鴻巣市では市民の意見を聴取し、関係各課による部門別計画の進捗状況と相互に連携を図り、この計画の評価・点検を行い、効果的な計画の推進と管理を行います。また、鴻巣市社会福祉協議会では「鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会（仮称）」を設置し、市民の視点から取組み事項の進捗管理や意見具申、計画の評価・点検を行い、効果的な計画の推進と管理を行います。

3 計画の普及啓発

地域福祉を推進するには、この計画が目指す地域福祉の方向性や各種の取組みについて、地域住民、住民組織、関係機関・団体、事業者、支部社会福祉協議会、市（行政）、市社会福祉協議会など、関係するすべての人や組織が共通の理解をもつことが重要です。

このため、市（行政）や市社会福祉協議会の広報紙やホームページなどを通じて計画を公表し、市（行政）及び市社会福祉協議会が目指す地域福祉について幅広く周知します。

また、支部社会福祉協議会が開催する地区懇談会など、住民が集う場に出向き、地域福祉の推進を普及・啓発します。

資料編

1 鴻巣市の現状

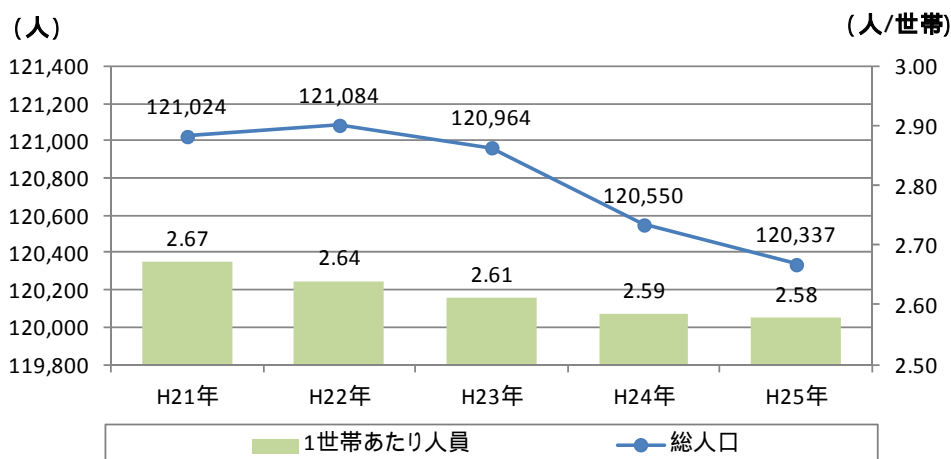
1 人口

(1) 総人口と年齢構成

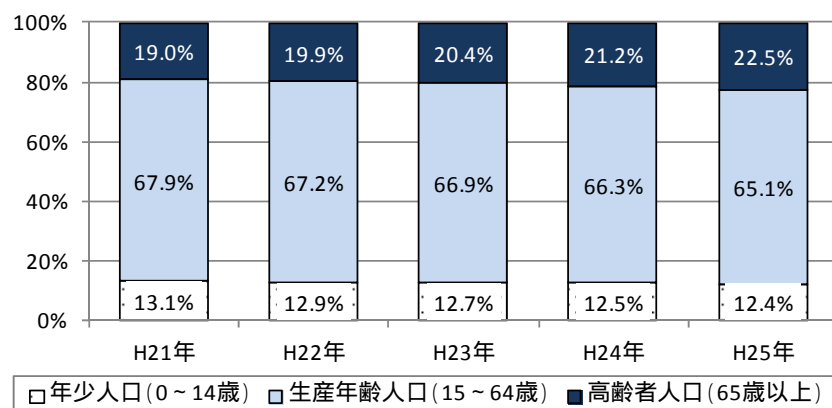
本市の総人口は、平成21年から平成25年にかけて、平成22年の121,084人をピークにここ数年では減少傾向になっています。平成25年1月1日現在の総人口は120,337人で、平成22年に比べ747人減少しています。また、1世帯あたりの人員も減少傾向にあります。

年齢3区分別年齢構成は、年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)が年々減少する中、高齢者人口は増加し、少子高齢化が進行しています。

総人口と1世帯あたり人口



年齢3区分別人口構成



資料：埼玉県 町(丁)字別人口調査 各年1月1日現在

世帯数

	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
世帯数	45,309	45,875	46,311	46,632	46,673

資料：埼玉県 町（丁）字別人口調査 各年1月1日現在

高齢者人口の内訳

	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
前期高齢者(65～74歳)	13,778	14,436	14,414	14,884	15,756
後期高齢者(74歳以上)	9,268	9,653	10,276	10,696	11,294
合計	23,046	24,089	24,690	25,580	27,050

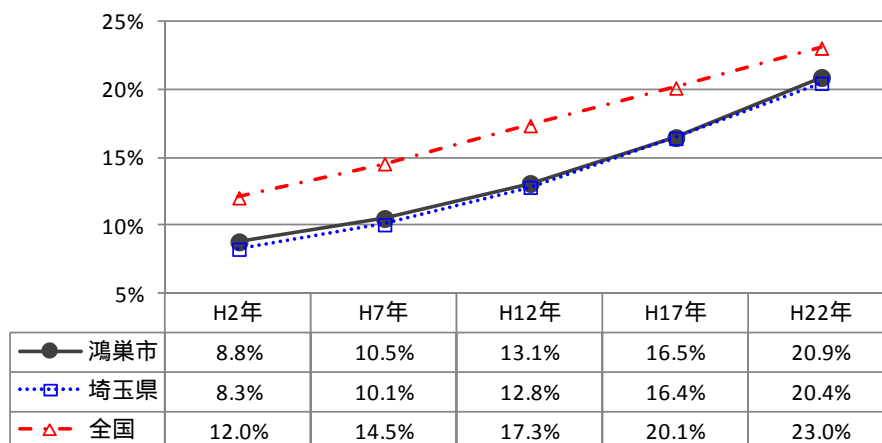
資料：埼玉県 町（丁）字別人口調査 各年1月1日現在

(2) 高齢化率

本市の高齢化率は、平成2年から平成22年にかけて増加傾向にあり、平成22年10月1日現在では20.9%と、平成2年に比べ12.1ポイント増加しています。

また、地区別高齢化率は、65歳以上、75歳以上ともに、「笠原地区」の割合が最も高くなっています。

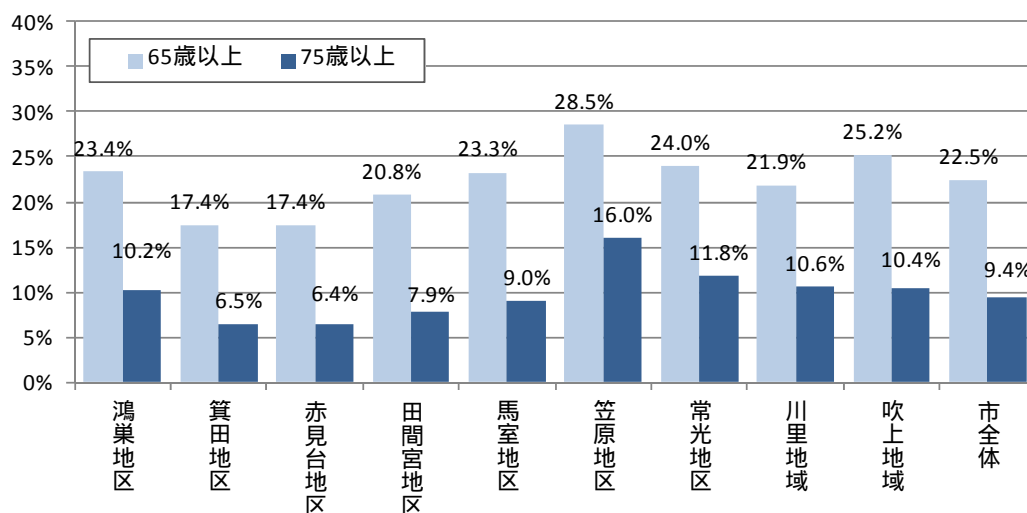
高齢化率



資料：国勢調査（H22年は年齢不詳含まず）

高齢化率：65歳以上の高齢者人口（老年人口）が総人口に占める割合のこと。

地区別高齢化率



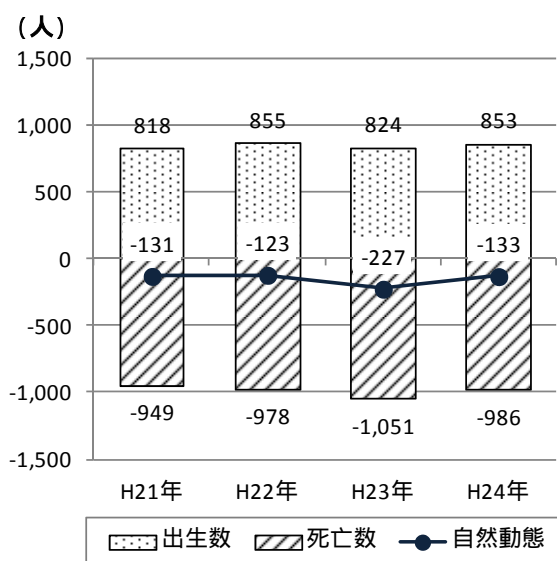
資料：総務課（平成 25 年 1 月 1 日現在）

2 人口動態

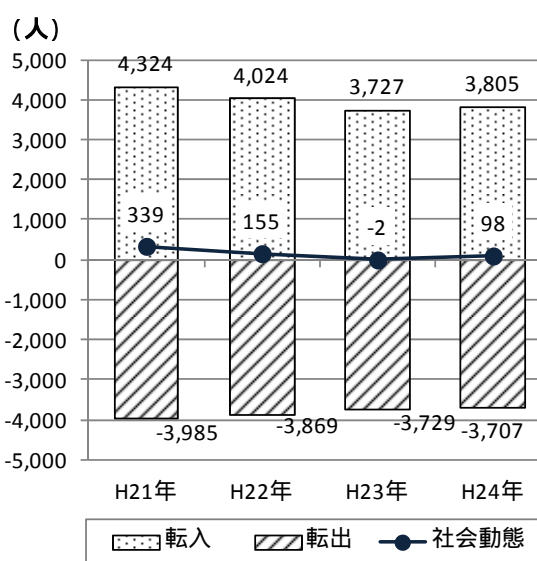
(1) 自然動態と社会動態

本市の人口動態のうち、自然動態は、平成 21 年から平成 24 年にかけて死亡数が出生数を上回る状況が続いています。また、社会動態については、平成 23 年を除き、転入が転出を上回っています。

自然動態



社会動態

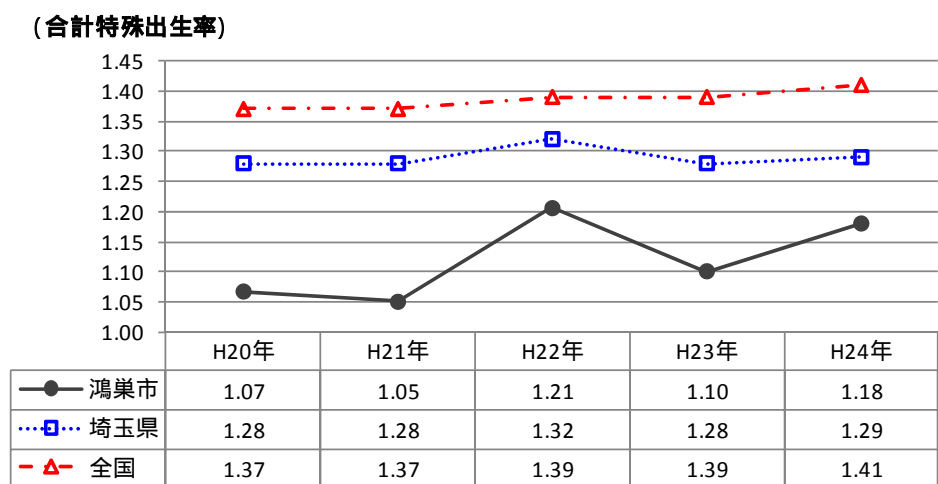


資料：総務課（各年 1 月から 12 月の 1 年間分）

(2) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は、平成 20 年から平成 24 年にかけて、平成 22 年に 1.21 とやや増加したものの、1.20 以下の状況が続いています。また、全国や埼玉県と比較しても低く、少子化の状況が続いています。

合計特殊出生率



資料：埼玉県保健医療部保健医療政策課（H24 年は概数）

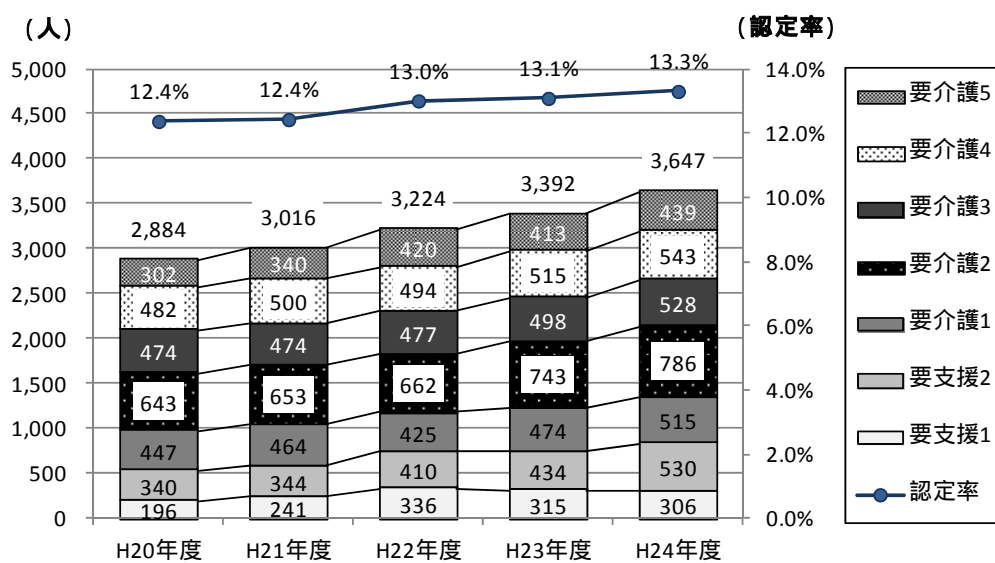
合計特殊出生率：その年次の 15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。

3 支援が必要な人の状況

(1) 要介護など認定者及び認定率

本市の要介護など認定者数は、平成20年度から平成24年度にかけて増加傾向となっています。要介護など認定者数のうち、軽度（要支援1から要介護1）の増加が顕著となっており、平成20年度と比較すると、368人増加しています。

要介護など認定者数及び認定率

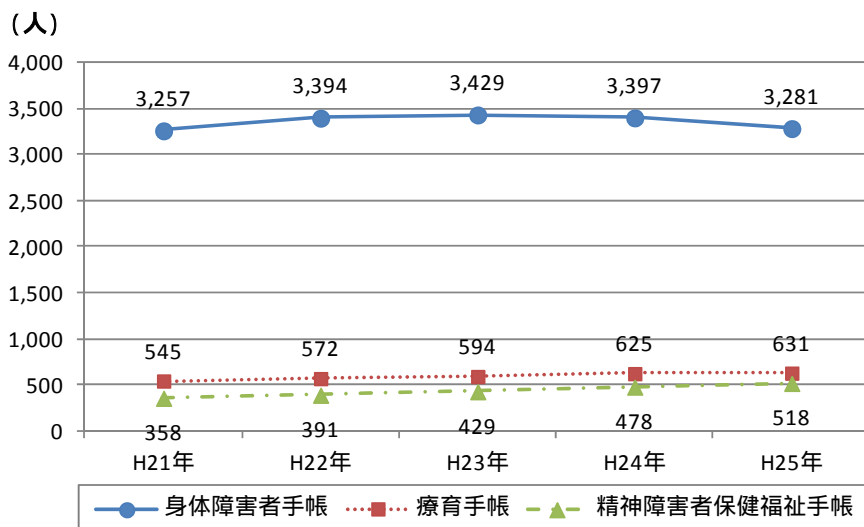


資料：介護保険事業状況報告年報

(2) 障害者手帳所持者

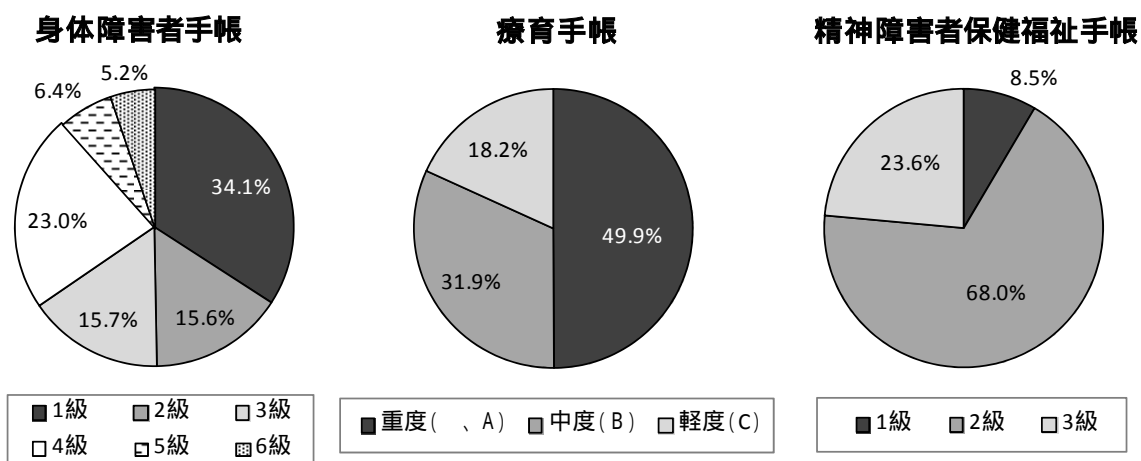
本市の障害者手帳所持者の状況をみると、身体障害者手帳所持者の推移は一定に推移し、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳はやや増加傾向となっています。平成 25 年の障がいの区分別では、身体障害者手帳所持者が 3,281 人、療育手帳が 631 人、精神障害者保健福祉手帳が 518 人と、身体障害者手帳所持者の割合が全体の 7 割強となっています。

障害者手帳所持者



資料：障がい福祉課

障害区分別割合 (H25 年)



資料：障がい福祉課

(3) 虐待相談件数

児童虐待相談件数は、平成 23 年の 154 件をピークに、平成 24 年ではやや減少しています。また、高齢者虐待相談件数については、年度によりばらつきがみられ、それぞれ 20 件前後を推移しています。障がい者虐待相談件数については、平成 24 年、平成 25 年ともに数件となっています。

	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年
児童虐待相談件数（延べ）	81	131	154	106	46
高齢者虐待相談件数（延べ）	25	20	15	21	5
障がい者虐待相談件数（延べ）				3	1

資料：児童虐待については、子育て支援課（各年 3 月末日現在、H25 年は 6 月末日現在）
 高齢者虐待、障がい者虐待については、福祉課・障がい福祉課（各年 3 月末日現在、H25 年は 10 月末日現在）

(4) 消費者生活相談

消費者生活相談件数は、平成 23 年の 353 件をピークに、平成 24 年ではやや減少しています。

	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年
消費者生活相談件数	200	304	353	337	95

資料：生活安全課（各年 3 月末日現在、H25 年は 6 月 30 日現在）

2 第2次 鴻巣市地域福祉計画審議会並びに鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会 審議内容

第1回	平成25年8月26日(月)
議 題	<ul style="list-style-type: none"> 1. 審議会並びに策定委員会の公開について 2. 第2次計画の策定スケジュールについて 3. 第2次計画(素案)について 4. 重点取組みの審議について
決 定 事 項 な ど	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動や福祉サービスの現状の確認及び今後の方向性の検討 ・重点取組みについてワークショップ形式による審議を行う。 1) 生活福祉問題の早期発見(見守り活動)と専門機関との連携、社会的孤立者への対応 福祉見守り員の拡充 地域コーディネーターの設置及び推進

第2回	平成25年10月2日(水)
議 題	<ul style="list-style-type: none"> 1. 重点取組みの審議 1) 生活福祉問題の早期発見(見守り活動)と専門機関との連携、社会的孤立者への対応 2) 災害時要援護者支援の促進 3) 気軽に集まれる居場所(サロン)づくり
決 定 事 項 な ど	<ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉問題の早期発見(見守り活動)と専門機関との連携、社会的孤立者への対応について第1回審議に基づく報告・確認。 ・重点取組みについてワークショップ形式による審議を行う。 1) 災害時要援護者支援の促進 2) 気軽に集まれる居場所(サロン)づくり

第3回	平成25年10月23日(水)
議 題	<ul style="list-style-type: none"> 1. 重点取組みの審議 1) 支部社会福祉協議会活動の推進と支援 2) 生活困窮者の自立支援 3) 重点取組以外の審議内容について検討
決 定 事 項 な ど	<ul style="list-style-type: none"> ・重点取組みについてワークショップ形式による審議を行う。 1) 支部社会福祉協議会活動の推進と支援 支部社協の組織化 地区懇談会・支部福祉委員会の開催支援 2) 生活困窮者の自立支援 自立相談支援の推進 就労支援の推進 福祉資金貸付の推進

第4回	平成25年11月13日(水)
議題	<ul style="list-style-type: none"> 1. 重点取組み以外の取組について 1) ボランティア・NPO・地域コーディネーター・福祉見守り員などによる地域福祉活動の支援 2) 身近な相談体制づくり
決定事項など	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回審議会において決定した下記審議内容についてワークショップ形式による審議を行う。 1) ボランティア・NPO・地域コーディネーター・福祉見守り員などによる地域福祉活動の支援 2) 身近な相談体制

第5回	平成25年12月19日(木)
議題	<ul style="list-style-type: none"> 1. 意見公募による意見について 2. 重点取組事項の数値目標について 3. 素案について 4. 答申について
決定事項など	<ul style="list-style-type: none"> ・意見公募の計画書への反映【承認】 ・重点取組み事項の目標【承認】 ・鴻巣市地域福祉計画・鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画素案【承認】 ・答申書(案)【承認】

3 鴻巣市地域福祉計画審議会条例

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、本市における地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定するため、鴻巣市地域福祉計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市の地域福祉計画の策定に関し必要な事項について調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

公募による市民

地域福祉に携わる者

学識経験を有する者

その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

4 鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域福祉の向上のための施策を総合的に推進し、本市における地域福祉活動計画を策定するため、鴻巣市社会福祉協議会(以下「社協」という。)地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、社協会長の諮問に応じ、地域福祉活動計画の策定に関し必要な事項について調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから社協会長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 地域福祉に携わる者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他社協会長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社協事務局地域福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、社協会長が別に定める。

資料編

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

5 鴻巣市地域福祉計画審議会並びに鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動 計画策定委員会 委員名簿

	氏名	所属団体等	備考
1	イエナカ サカン 家中 盛	地域福祉に携わる者 (自治会連合会)	
2	ナガシマ トシオ 長島 敏雄	地域福祉に携わる者 (民生委員・児童委員協議会連合会)	
3	ヨコヤマ コウイチ 横山 光市	地域福祉に携わる者 (支部社会福祉協議会)	会長
4	コバヤシ トモジロウ 小林 友次郎	地域福祉に携わる者 (支部社会福祉協議会)	
5	タナカ ケイジ 田中 恵司	地域福祉に携わる者 (支部社会福祉協議会)	
6	オカノ ミツエ 岡野 光江	地域福祉に携わる者 (福祉ボランティア)	副会長
7	カモダ ナミコ 鴨田 奈美子	地域福祉に携わる者 (地域包括支援センター)	
8	マツヤマ ヨシオ 松山 義夫	学識経験を有する者	
9	カトウ ナリコ 加藤 典子	公募による市民	
10	ウチダ トモヒロ 内田 知宏	公募による市民	
11	シミズ マサユキ 清水 将之	公募による市民	
12	ナカジマ トシフミ 中島 敏史	公募による市民	

6 第2次 鴻巣市地域福祉計画(案)について(答申)

平成26年2月4日

鴻巣市長 原 口 和 久 様

鴻 巣 市 地 域 福 祉 計 画 審 議 会
会 長 横 山 光 市

第2次鴻巣市地域福祉計画(案)について(答申)

平成25年8月26日付け鴻福第632号で諮問を受けた、第2次鴻巣市地域福祉計画(案)について、本審議会で審議した結果を下記のとおり答申します。

記

本審議会は、平成25年8月26日に、「第2次鴻巣市地域福祉計画(案)」について諮問を受け、計5回にわたり会議を開催し、慎重に審議を重ねて参りました。

諮問された計画(案)は、鴻巣市の地域福祉の現状と課題を把握するとともに、第1次計画の評価を踏まえたものであり、平成26年度からの5年間の地域福祉の推進の指針として、概ね適切な計画であると認めます。

なお、計画の推進に当たっては、審議の過程において委員諸氏より具申された次の事項について、十分配慮されることを要望します。

1. 地域の生活福祉課題を早期に「みつける」ために、市民が主体的に地域福祉活動に参加し、交流のある地域づくりが進むよう、鴻巣市の支援体制の充実をお願いしたい。
2. 地域の生活福祉課題が早期に発見され、共有されるよう、関係機関に「つなげる」仕組みづくりを推進されたい。
3. 「みつける」、「つなげる」、「ささえる」ことによって、地域の生活福祉課題の解決に取り組む、共助の体制づくりを支援していただきたい。
4. 災害時の避難支援者を十分に確保するよう、個人のみではなく地域に根差した幅広い団体なども、避難支援者として登録していただきたい。
5. 重点取り組み事項については、進捗管理を実施し、実効性を確保していただきたい。
6. 全市民への本計画の周知、徹底を図るべく、その方策を講じられたい。

以上

7 第2次 鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画(案)について(答申)

平成26年2月4日

社会福祉法人 鴻巣市社会福祉協議会
会 長 中 山 敏 雄 様

鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会
会 長 横 山 光 市

第2次鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画(案)について(答申)

平成25年8月26日付け鴻社協発第134号で諮問を受けた、第2次鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画(案)について、本委員会で審議した結果を下記のとおり答申します。

記

本委員会は、平成25年8月26日に、「第2次鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画(案)」について諮問を受け、計5回にわたり会議を開催し、慎重に審議を重ねて参りました。

諮問された計画(案)は、鴻巣市社会福祉協議会の地域福祉活動の現状と課題を把握するとともに、第1次計画の評価を踏まえたものであり、平成26年度からの5年間の地域福祉活動を推進する指針として、概ね適切な計画であると認めます。

なお、計画の推進に当たっては、審議の過程において委員諸氏より具申された下記の事項について、十分配慮されることを要望します。

1. 地域の生活福祉課題を早期に「みつける」ために、市民が主体的に地域福祉活動に参加し、交流のある地域づくりが進むよう、鴻巣市社会福祉協議会の支援体制の充実をお願いしたい。
2. 地域の生活福祉課題が早期に発見され、共有されるよう、関係機関に「つなげる」仕組みづくりを推進されたい。
3. 地域で生活福祉課題を抱える方を「ささえる」ことができるよう、担い手を適切に育成されたい。
4. 「みつける」、「つなげる」、「ささえる」ことによって、地域の生活福祉課題の解決に取り組む、共助の体制づくりを支援していただきたい。
5. 重点取り組み事項については、進捗管理を実施し、実効性を確保していただきたい。
6. 今後も引き続き、地域福祉活動に携わる市民の意見を聴取し、地域福祉の推進に反映されたい。

以上

第 2 次
鴻巣市地域福祉計画
鴻巣市社会福祉協議会地域福祉活動計画

平成 26 年 3 月発行

発 行 鴻巣市

社会福祉法人鴻巣市社会福祉協議会

鴻巣市

〒365-8601 鴻巣市中央 1 番 1 号

TEL 048-541-1321 FAX 048-541-1328

市ホームページ <http://www.city.konosu.saitama.jp/>

社会福祉法人鴻巣市社会福祉協議会

〒365-0062 鴻巣市箕田 4211 番地 1

TEL 048-597-2100 FAX 048-597-2102

社会福祉協議会ホームページ <http://www.konosu-syakyo.or.jp/>

